

自 令和 7 年 3 月 5 日
至 令和 7 年 3 月 1 4 日

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会 会 議 録

平内町議会事務局

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第 1 号）	
1、議事日程表（第 2 号）	
1、議事日程表（第 3 号）	
1、議事日程表（第 4 号）	
1、町長提出議案	14
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第 1 号（3 月 5 日 水曜日）	19
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、散 会	
第 2 号（3 月 6 日 木曜日）	31
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法 1 2 1 条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 荒内 護君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
◎ 船橋侑雅君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町長 船橋茂久君）	
（健康増進課長 大水 要君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
1、散 会	

第3号（3月7日 金曜日）

..... 53

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、一 般 質 問

◎ 田中茂勝君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（企画政策課長 塩越信子君）

（健康増進課長 大水 要君）

◎ 亀田弘徳君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（企画政策課長 塩越信子君）

（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）

◎ 太田満則君

答 弁（町長 船橋茂久君）

（水産商工観光課長 畑井幸治君）

（地域整備課長 佐々木隆志君）

（福祉介護課長 竹達暁教君）

1、質 疑

..... 72

1、予算特別委員会設置

1、議 案 付 託

1、休 会 提 議

1、散 会

第4号（3月14日 金曜日）

..... 75

1、本日の会議に付した事件

1、出席議員及び欠席議員

1、法121条による出席者

1、出席事務局職員

1、開 議

1、予算特別委員会報告

1、表 決

..... 77

議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号

議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号 原案可決

1、総務福祉常任委員会報告

1、経済文教常任委員会報告

1、表 決

..... 78

報告第 2 号 報告第 3 号 承 認

議案第 9 号 議案第 10 号 議案第 11 号 議案第 12 号

議案第 13 号 議案第 14 号 議案第 15 号 議案第 16 号

議案第 2 7 号	議案第 2 8 号	原案可決	
1、表 決			79
議案第 1 7 号		原案可決	
1、表 決			79
議案第 1 8 号		原案可決	
1、表 決			80
議案第 1 9 号		原案可決	
1、表 決			80
議案第 2 0 号		原案可決	
1、表 決			81
議案第 2 1 号		原案可決	
1、表 決			81
議案第 2 2 号		原案可決	
1、表 決			81
議案第 2 3 号		原案可決	
1、表 決			82
議案第 2 4 号		原案可決	
1、表 決			82
議案第 2 5 号		原案可決	
1、表 決			83
議案第 2 6 号		原案可決	
1、表 決			83
議案第 2 9 号		同 意	
1、表 決			85
議案第 3 0 号		同 意	
1、表 決			86
議案第 3 1 号		同 意	
1、表 決			86
議案第 3 2 号		同 意	
1、表 決			87
議案第 3 3 号		同 意	
1、表 決			88
議案第 3 4 号		同 意	
1、表 決			89
議案第 3 5 号		同 意	
1、表 決			90
議案第 3 6 号		同 意	
1、表 決			91
議案第 3 7 号		同 意	
1、表 決			92
議案第 3 8 号		同 意	

1、表 決		93
議案第 39 号	同 意	
1、表 決		93
発議第 1 号	原案可決	
1、表 決		94
発議第 2 号	原案可決	
1、表 決		94
発議第 3 号	原案可決	
1、提出議案の上程	提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、表 決		95
議案第 40 号	原案可決	
1、議員派遣の件		95
	承認	
1、町 長 挨拶（町 長 船橋茂久君）		
1、閉 会		

〔参考登載〕

平内町告示第8号

令和7年第1回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月28日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和7年3月5日（水） 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会 会期日程表

令和 7 年 3 月 5 日招集

月 日	開議時刻	件 名
3 月 5 日 (水)	午前 1 0 時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
3 月 6 日 (木)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 散 会
3 月 7 日 (金)	午前 1 0 時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 予算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 散 会
3 月 8 日 (土)		休 会
3 月 9 日 (日)		休 会

月 日	開議時刻	件 名
3月10日 (月)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月11日 (火)		休 会
3月12日 (水)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月13日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月14日 (金)	午前10時	本会議 開 議 第 1 予算特別委員会報告 第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告 第 3 議案第17号 第 4 議案第18号 第 5 議案第19号 第 6 議案第20号 第 7 議案第21号 第 8 議案第22号 第 9 議案第23号 第10 議案第24号 第11 議案第25号 第12 議案第26号 第13 議案第29号 第14 議案第30号 第15 議案第31号 第16 議案第32号 第17 議案第33号 第18 議案第34号 第19 議案第35号 第20 議案第36号 第21 議案第37号 第22 議案第38号

月 日	開議時刻	件 名
3月14日 (金)	午前10時	第23 議案第39号 第24 発議第1号 第25 発議第2号 第26 発議第3号 第27 議案上程 第28 議案第40号 第29 議員派遣の件 (町長挨拶) 閉会

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会

3 月 5 日議事日程表（第 1 号）

開議時刻 午前 10 時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会

3 月 6 日議事日程表（第 2 号）

開議時刻 午前 10 時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

散 会

令和7年第1回平内町議会定例会

3月7日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

散 会

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会

3 月 1 4 日議事日程表（第 4 号）

開議時刻 午前 1 0 時

開 議

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告 |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 3 | 議案第 1 7 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第 1 8 号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第 1 9 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第 2 0 号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第 2 1 号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第 2 2 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第 2 3 号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 4 号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 5 号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 |

日程第 1 2	議案第 2 6 号	平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案
日程第 1 3	議案第 2 9 号	平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 4	議案第 3 0 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 5	議案第 3 1 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 6	議案第 3 2 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 7	議案第 3 3 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 8	議案第 3 4 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 1 9	議案第 3 5 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 0	議案第 3 6 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 1	議案第 3 7 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 2	議案第 3 8 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 3	議案第 3 9 号	平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第 2 4	発議第 1 号	平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
日程第 2 5	発議第 2 号	平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 27 議案上程（提案理由及び議案概要説明）

日程第 29 議員派遣の件

閉 会

令和 7 年第 1 回平内町議会定例会会議録

令和 7 年 3 月 5 日 開 会

令和 7 年 3 月 14 日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第 1 号 令和 7 年度平内町一般会計予算案
- 議案第 2 号 令和 7 年度平内町国民健康保険特別会計予算案
- 議案第 3 号 令和 7 年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
- 議案第 4 号 令和 7 年度平内町水道事業会計予算案
- 議案第 5 号 令和 7 年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
- 議案第 6 号 令和 7 年度平内町下水道事業会計予算案
- 議案第 7 号 令和 7 年度平内町介護保険特別会計予算案
- 議案第 8 号 令和 7 年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
- 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和 6 年度平内町一般会計補正予算〕
- 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和 6 年度平内町一般会計補正予算〕
- 議案第 9 号 令和 6 年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第 10 号 令和 6 年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第 11 号 令和 6 年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
- 議案第 12 号 令和 6 年度平内町水道事業会計補正予算案
- 議案第 13 号 令和 6 年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
- 議案第 14 号 令和 6 年度平内町下水道事業会計補正予算案
- 議案第 15 号 令和 6 年度平内町介護保険特別会計補正予算案
- 議案第 16 号 令和 6 年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
- 議案第 17 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 議案第 18 号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 19 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 20 号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 21 号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 22 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 議案第 23 号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第 24 号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 議案第 25 号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第 26 号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案
- 議案第 27 号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
- 議案第 28 号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
- 議案第 29 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 30 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 31 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 32 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 33 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 議案第 34 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 35 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 36 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 37 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 38 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 39 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 40 号 工事等の請負契約について
〔平内町役場庁舎整備事業〕

2、議員提出案件

- 発議第 1 号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
発議第 2 号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案
発議第 3 号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

3、報 告

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について
〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第 4 号 専決処分した事項の報告について
〔和解及び損害賠償額の決定について〕
報告第 5 号 専決処分した事項の報告について
〔損害賠償額の決定について〕
例月出納検査結果報告書

令和7年3月14日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

予算特別委員長 倉 内 清 一

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
議案第 1 号	令和7年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決 す べ き も の	処置妥当
議案第 2 号	令和7年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 3 号	令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 4 号	令和7年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 5 号	令和7年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 6 号	令和7年度平内町下水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 7 号	令和7年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 8 号	令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

令和7年3月14日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

総務福祉常任委員長 田 中 茂 勝

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 2 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
報告第 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	上記同じ	上記同じ
議案第 9 号	令和6年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第10号	令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第15号	令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第16号	令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和7年3月14日

平内町議会議長 船 橋 健 人 殿

経済文教常任委員長 亀 田 弘 徳

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の 結 果	審査の 理 由
報告第 3 号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕 (所管部分)	原案どおり承認 す べ き も の	処置妥当
議案第 9 号	令和6年度平内町一般会計補正 予算案 (所管部分)	原案どおり可決 す べ き も の	上記同じ
議案第 1 1 号	令和6年度平内町国民健康保険 平内中央病院事業会計補正予算 案	上記同じ	上記同じ
議案第 1 2 号	令和6年度平内町水道事業会計 補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 1 3 号	令和6年度平内町特殊索道事業 特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 1 4 号	令和6年度平内町下水道事業会 計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第 2 7 号	漁港整備事業工事分担金賦課徴 収について	上記同じ	上記同じ
議案第 2 8 号	漁港整備事業工事分担金賦課徴 収について	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期の決定

日程第 3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 12 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10 番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 石 岡 むつき

振鈴（午前 10 時 00 分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマホ等をお持ちの方は電源を切るか音の出ないようにひとつ御配慮お願いいたします。

ただいまから、令和 7 年第 1 回平内町議会定例会を開会します。

出席議員が 12 人でありますので、会議は成立します。

直ちに、本日の会議を開きます。会議は、議事日程表、第 1 号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭を取らせますので、全文を続けて朗読願います。全員御起立願います。

(町民憲章を朗読)

議 長（船橋健人君） 御着席願います。

次に、諸報告を行います。議長報告を、事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿） それでは、議長報告を、朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第1号 令和7年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和7年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和7年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第7号 令和7年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第8号 令和7年度 平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度 平内町一般会計補正予算〕」、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第9号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第10号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第11号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第12号 令和6年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第14号 令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第17号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」、「議案第18号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第19号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第20号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第21号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」、「議案第22号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案」、「議案第27号 漁港 整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第28号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第29号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、「議案第30号から議案第39号までは、平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。10件の案件名が同じでありますので、議案ごとの個々の朗読については省略させていただきます。以上41件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」、「発議第2号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」、「発議第3号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」以上3件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第1号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第4号 専決処分した事項の報告について〔和解及び損害賠償額の決定について〕」、「報告第5号 専決処分した事項の報告について〔損害賠償額の決定について〕」以上3件であります。

また、平内町監査委員からは、「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布しております。

次に、町長より、「平内町水道事業に係る経営戦略について」、「平内町下水道事業に係る経営戦略について」提出がありましたので、参考資料として各位に配布しております。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしておりますので、御了承願います。

以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で、諸報告を終わります。これより日程に入ります。

◇

日程第１、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、９番、畑井勝廣君、１０番、田中光弘君を指名します。

◇

日程第２、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第２、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から３月１４日までの１０日間にしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から３月１４日までの１０日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。

◇

日程第３、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第３、「議案第１号」から「議案第８号」まで、「報告第２号、報告第３号」及び「議案第９号」から「議案第３９号」までの以上４１件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君）おはようございます。本日ここに、令和７年第１回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

国内においては、昨年１月１日に、石川県能登地方を襲った大地震では、建物の倒壊や火災などで、多くの方々が亡くなり、また、無情にも、９月には豪雨災害で、さらなる犠牲者が出ました。

本県においては、津軽地方を中心に、年末から記録的な大雪に見舞われ、２度の災害救助法の適用を受けるなど、除雪作業などで多くの死傷者や家屋の倒壊、さらに、農業用ビニールハウスや、りんごの木の子折れなど、甚大な被害がもたらされました。その他、本年２月２６日、岩手県大船渡市で発生した山林火災では、消火活動が強風などの影響もあり、延焼範囲が住家まで拡大し、多くの住民が避難することとなりました。

これらの災害により、不幸にも亡くなられた方に対し、心より御冥福をお祈り申し上げ、大切な家族を亡くされた御遺族の方々に、心より御見舞いを申し上げます。また、家屋等、甚大な被害に見舞われ、避難生活や不便な生活に苦しんでおられます方々にも、心より御見舞い申し上げ、一日でも早

い、復旧・復興を願うものであります。

また、10月に行われた衆議院議員総選挙においては、自由民主党が「政治とカネ」の問題を受けて大敗、公明党を合わせた与党で総定数の過半数に届かず、少数与党に転落、首相指名選挙において、石破首相が誕生するものの、少数与党のため、予算編成など、政権運営が大変厳しい状況となっており、国民民主党が掲げる政策「年収103万円の壁」見直しによっては、地方財政への影響が甚大になるものと考えており、国には代替財源の確保についての議論も深めてほしいものであります。

明るい話題では、野球、米国大リーグ・ロサンゼルス・ドジャースの大谷翔平選手が、メジャー史上初の「50本塁打、50盗塁」を達成、ナショナル・リーグの本塁打王と打点王の2冠に加え、最優秀選手（MVP）に選出されるなど圧倒的な輝きを放ちました。

さらに、パリで開催された夏季五輪では、陸上女子やり投げの北口榛花選手などの活躍により、海外大会では過去最多となるメダル45個、金メダル20、銀メダル12、銅メダル13を獲得しました。

国際情勢においては、米国大統領に再びドナルド・トランプ氏が返り咲きも、大統領就任式前から、中国やカナダ、メキシコなどへの大幅な関税引き上げや、デンマーク領である北極圏グリーンランドを自国の領土としたいなど、以前に増して、米国第一主義の傾向がより鮮明となり、正確な情報や言論の自由が脅かされて、その基盤によって成り立つ民主主義にとって危機的な状況となり、今後、国際社会、国際経済への、保護主義の横行が現実味を帯びるなど、分断、破壊的な政策実行については、国際社会が一致協力して、丁寧な対話をしていく必要があるものと考えております。また、隣国、韓国では、長く続いた反日感情が沈静化し、日韓間での政治的な雪解けが進んだ中で、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領の「非常戒厳」宣言を巡り内乱を首謀した疑いなどで、現職初の大統領の身柄拘束、逮捕の上、起訴。その他、中東地域でのイスラエルによる国際社会からの非難、人権を無視し続ける、ハマス支配下のパレスチナ自治区ガザへの攻撃や、全く、収束が見通せない、ロシアによるウクライナ侵攻など、紛争、戦火のない平和な世界の実現を願うものであります。

さて、当町の令和6年を振り返ってみますと、基幹産業であるホタテガイ養殖については、令和5年の異常高水温や採苗不振によるへい死の影響で、令和6年の漁獲数量はホタテガイが1万1,662トン、ナマコ等を含めた全体として1万2,124トンとなり、漁獲金額は、ホタテガイで33億3,200万円、ナマコ等を含めた全体で43億8,600万円となり、令和5年と比べて、全出荷量で39パーセントの減、全体水揚額で50パーセント減と当初の計画を大幅に下回り、大変厳しい年となりました。

また、令和6年度秋季陸奥湾養殖ホタテガイ実態調査結果によると、成育状況は、令和5年産貝（新貝）でへい死率及び異常貝率は平年並み、令和6年産貝（分散済み稚貝）もへい死率及び異常貝率は平年並みで、全重量が平年並みをやや下回る結果となりましたが、秋季実態調査以降に稚貝等にへい死や成育不良が確認されたことから、今年の漁獲数量に多大な影響を及ぼすのではないかと懸念しております。

このようなことから、町では、引き続き「ホタテガイ高水温被害対策」として親貝づくりへの補助金のほか、国、県と連携を図りながら対策を講ずることとし、漁業者をはじめ水産関係企業、平内町漁業協同組合と一体となって取組んでまいります。

一方、昨年のお米につきましては、春から初夏にかけての水不足の影響を受け生育が遅れがみられましたが、その後の降雨等によりほぼ回復し、圃場によって差はあるものの最終的には平年作を若干上回る収穫量を確保できております。

また、米の価格については秋の収穫前に全国的な米不足が発生し、価格が急騰いたしました。この結果、米の買い取り価格も上昇し農業所得が向上することで経営的に有利に働く一方、消費者側からみると主食である米の価格上昇は生活に影響を及ぼす状況となっております。

今後、政府では中長期的な農政の指針である食料・農業・農村基本計画を改定し、それに沿った政策を展開していくこととなります。この改定内容によっては農業を取り巻く状況が大きく変わり、需給バランスに大きく影響する可能性があることから、改定内容を注視し、関係機関と連携しながら農業の発展、安定した食料供給に取り組んでまいりたいと考えております。

町政については、町の宝であります子どもたちの教育環境充実のために、修学旅行、卒業アルバム代の全額補助や町民の通院や買い物支援などを目的に安価で利用できるデマンド型交通政策事業、令和5年度に引き続き、町漁業協同組合が実施する母貝確保事業としてのホタテ養殖持続事業への補助のほか、激甚化・頻発化する災害への対策と平常時の広報活動に活用するため、既設の防災行政用無線設備の機能強化工事、橋梁関係としては、令和5年度からの継続事業として、小豆沢橋の架替工事の実施、水道事業では、狩場沢地区の水道管の耐震化工事、また、漁港整備についても、白砂漁港の越波対策工事と同漁港海岸の侵食対策のための護岸工事を継続中であります。これも偏に議員各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝と御礼を申し上げるところであります。

我が国の経済状況及び国の動向としましては、景気は、このところ足踏みもみられますが、緩やかに回復しており、先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、また、物価上昇、米国による保護主義的な関税の引き上げや、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等に十分注意する必要があるとされております。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を令和6年6月に閣議決定し、当面の経済財政運営としては、まずは、賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護などの公的価格に基づく賃金の引上げ、最低賃金の引上げを実行し、その上で、定額減税により、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を確認に作りあげ、あわせて、来年以降に物価上昇を上回る賃金上昇が定着することを目指し、持続的・構造的な賃上げの実現に向けた三位一体の労働市場改革、生産性向上に向けた国内投資の拡大等を通じて、潜在成長率の引上げに取り組むこととし、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を新たなステージへと移行させていくこととしております。

このような状況を踏まえ、令和7年度の予算編成に当たりましては、給付型奨学金の開始など、子どもたちへの政策をより充実させ、また、町民の安全、安心、暮らしを守るべく、防災、減災の観点から、役場新庁舎建設予定地に隣接した形で、防災・減災教室などを実施できる研修施設を備えた防災備蓄倉庫の建設を実施、その他の事業に当たっては、政策の優先順位を洗い直すとともに、無駄を徹底して排除しつつ、経営的視点を持ち、事業の最適化を図った予算編成といたしました。

さて、今定例会には、令和7年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和6年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて、41件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げます。

まず、議案第1号「令和7年度平内町一般会計予算案」についてであります。歳入歳出ともに79億2,000万円となり、前年度当初予算に比し2億9,000万円（2.8パーセント）増額となりました。

また、町税は減額し、地方交付税は概ね地方財政計画が示すとおり増額計上いたしました。が、不確定な要素が多く、過大な計上を避けたこと、人件費、電気料等、物価高騰に伴う経常経費の増大に、多額の一般財源を要したことにより、財源が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費等について各款ごとに御説明いたします。

1 款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等 8, 409 万 1 千円を計上。

2 款総務費では、庁用諸費、平内町役場庁舎整備事業費、庁舎移転事業費、防災行政用無線設備更新事業費、町有林間伐事業費、平内町防災倉庫整備事業費、生活路線バス運行委託料、デマンド型交通運行委託料、移住定住促進新築住宅及び家賃補助事業費、電算管理費、税の賦課徴収費、戸籍住民関係費等合わせて 15 億 6, 318 万 5 千円を計上。

3 款民生費では、町民バス高齢者等無償化事業費、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、ひとり親家庭等医療給付費、保育所等入所措置事業費、保育対策総合支援事業費、児童手当事業費等合わせて 12 億 1, 377 万 2 千円を計上。

4 款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児・子ども医療給付費、斎場つきのき聖苑の管理運営費、じん芥処理費、一般廃棄物処理費、外の沢埋立地維持管理費等合わせて 6 億 119 万 1 千円を計上。

5 款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等 1, 719 万 2 千円を計上。

6 款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、農業用施設修繕費、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテガイ母貝確保緊急対策事業費補助金、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて 4 億 1, 120 万 4 千円を計上。

7 款商工費では、ひらないうまろごとグルメ館総務事務費、ビジネス交流拠点構築事業費、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、夏泊公園観光施設等に係る維持管理費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、夜越山スキー場遊具整備事業費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて 2 億 3, 221 万 3 千円を計上。

8 款土木費では、急傾斜地整備事業費、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、港湾改良事業費、水害地帯環境整備事業費、小豆沢橋補修工事費、除排雪委託費、除雪機械購入費、公・町営住宅管理費等合わせて 4 億 5, 314 万 5 千円を計上。

9 款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費のほか、平内町消防庁舎管理費、非常備消防費等合わせて 4 億 2, 301 万 8 千円を計上。

10 款教育費では、学校給食費無償化等子育て支援費、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス運行委託費、学校給食センター維持管理運営費、学校教育充実事業費、小学校 3 校体育館 LED 改修工事費、東小学校校舎トイレ洋式化改修工事、教育振興事業費、体育施設費、公民館活動及び各種スポーツ振興費等合わせて 7 億 953 万 7 千円を計上。

11 款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用 14 万 5 千円を計上。

12 款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等 7 億 2, 229 万円を計上。

13 款諸支出金では、平内中央病院事業会計等、各特別会計への繰出金等合わせて 14 億 8, 401 万 7 千円を計上。

14 款予備費では、緊急を要する支出及び近年の急激な物価高騰により、予算執行の際に軽微な不

足を生じることが多く、事務に支障を来しており、当該予備費より予算を流用して対応すべく、他市町村の計上額も参考にしながら、５００万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものといたしまして、自主財源の根幹である町税においては、３，０００万円弱の減額といたしました。

また、地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、保育所等施設型給付費負担金を始めとしたそれぞれの事務・事業に対する負担金、補助金及び委託金を計上。町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金及び公共施設等整備基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第２号「令和７年度平内町国民健康保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに１８億８，８１３万７千円となり、前年度当初予算に比し、２，２４２万５千円（約１．１７パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、議案第３号「令和７年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」であります。収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で１０億８，１８５万１千円、医業外収益で３億９，７１２万１千円、介護サービス事業収益で２，３１５万５千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ１，９２５万５千円増の１５億２１２万７千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を１５億７，５０８万３千円、医業外費用を１，２５０万５千円、介護サービス事業費用を２５万６千円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ３，０８７万５千円増の１５億８，７８４万４千円といたしました。

これにより令和７年度の収益から費用を差し引いた純損失は、８，５７１万７千円になる見込みとなりました。

また、資本的収入及び支出における収入では、企業債を１億６，１４０万円、一般会計負担金を１億７，６９２万２千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を１億６，１４７万９千円、企業債償還金を１億７，０２４万３千円、医療職修学資金貸付金を６６０万円計上し、収入支出ともに３億３，８３２万２千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて、４億９，３８１万９千円計上いたしました。

次に、議案第４号「令和７年度平内町水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数４，２３７戸、年間給水量１０１万３，５４４立方メートルであり、これによる水道営業収益は２億６，３９７万１千円を見込みました。営業外収益では、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で３，０６６万５千円となり、事業収益合計２億９，４６３万６千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、２億５，２０８万３千円となり、営業外費用２，９１９万５千円と合わせ水道事業費用合計を２億８，１２７万８千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は、８７５万９千円の純利益を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金を見込み、収入合計で7,391万2千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として1億18万7千円、企業債償還金1億174万4千円と合わせ支出合計を2億193万1千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億2,801万9千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第5号「令和7年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,550万8千円となり、前年度当初予算に比し28万6千円の減額となりました。主な歳出については、指定管理料と索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、議案第6号「令和7年度平内町下水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、下水道排水戸数1,754戸、年間処理水量33万7,083立方メートルであり、これによる営業収益は6,209万2千円を見込みました。営業外収益では、他会計負担金、他会計補助金、長期前受金戻入等で3億5,994万1千円、下水道事業収益合計を4億2,203万3千円といたしました。これらに対する収益的支出の営業費用は、4億1,576万9千円となり、営業外費用4,849万6千円、下水道事業費用合計を4億6,426万5千円といたしました。これにより実質収支は、4,223万2千円の純損失を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出における収入では、企業債を1億4,400万円、農村整備事業等に係る国庫補助金及び県補助金を1,561万8千円、他会計負担金及び他会計補助金を1億6,893万5千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を4,457万2千円、企業債償還金を2億8,398万1千円計上し、収入支出ともに3億2,855万3千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて3億1,386万2千円計上いたしました。

次に、議案第7号「令和7年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに14億7,185万4千円となり、前年度当初予算に比し1,896万2千円（約1.3パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。

歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、議案第8号「令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに3億7,308万8千円となり、前年度当初予算に比し、4万円（約0.01パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、報告第2号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の補正予算が令和6年12月17日に成立したことに伴い、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加による低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円及び当該世帯で扶養されている18歳以下の子ども1人当たり2万円加算の給付

を行うこと、補装具費支給事業において、高額な補装具の申請が相次ぎ、予算不足が生じる見込みがあること、ふるさと納税促進事業において寄附実績により返戻品等所要額が増額見込みであること、町有財産管理費及び防災無線保守管理費において、老朽化した町有施設及び不具合がある防災無線個別受信機の修繕費が不足する見込みであることにより、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、令和6年12月20日付けで歳入歳出同額の6,147万2千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに82億7,847万3千円になったものであります。所要歳出の財源は、国県支出金と寄附金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、報告第3号「専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」であります。平内町福祉灯油助成金支給事業において、市町村が実施する灯油購入費助成事業に要する経費について、県が補助を実施することが盛り込まれた予算案が12月25日で専決処分となっており、当町でも事業の実施を急ぐこと、除排雪委託料について想定以上の積雪により、予算が1月末時点で不足する見込みとなったこと、ふるさと納税促進事業において寄附実績により返戻品等所要額がさらに増額見込みであることから、早急に予算措置を講ずる必要が生じ、地方自治法の規定により、令和7年1月17日付けで歳入歳出同額の1億1,170万1千円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに83億9,017万4千円になったものであります。所要歳出の財源は、県支出金及び寄附金を増額し、なお不足する財源には地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第9号「令和6年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は全体的には各事業費の確定及び実績見込み等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに9,173万3千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに82億9,844万1千円とするものであります。

補正の主なものとして歳出の増額では、ふるさと納税促進事業費、平内町役場庁舎整備事業費、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、廃棄物処理施設管理運営事業費、除排雪委託料、小学校施設維持管理事業、基金費等を計上いたしました。

また、歳出の減額では、デマンド型交通運行委託料、定額減税補足給付事業費、保育所等入所措置事業費、新型コロナウイルスワクチン接種対策費、橋梁維持費、公債費等を計上いたしました。これら歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税、地方特例交付金及び地方交付税を増額したほか、歳入超過分につきましては、減債基金及び森林環境基金に積立をするとともに、財政調整基金繰入金の減額により財源調整し、歳入歳出同額といたしました。

一方、平内町役場庁舎整備事業における外構工事の設計業務について、建物の設計等と一体的に進める必要があり、建物設計・工事の事業者選定に、東小学校校舎トイレ洋式化改修事業については、令和7年1月31日付けで青森県教育委員会より学校施設環境改善交付金の内定通知を受けたものの、事業に係る基本計画の策定（工事着工箇所、内容等）に、それぞれ不測の日数を要することから、年度内の事業完了が困難であるため、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、議案第10号「令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに476万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに19億4,857万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、基金積立金及び諸支出金を増額いたしました。歳入では県支出金、財産収入及び繰入金を増額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第11号「令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」でありま

すが、収益的収入及び支出のうち収入では、医業収益を1,000万円、医業外収益を7,176万9千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業収益は15億6,464万1千円となりました。

一方、支出につきましては、医業費用を760万円、医業外費用を26万4千円それぞれ増額いたしました。これにより、病院事業費用は15億7,523万3千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入では企業債を520万円、一般会計負担金を6,733万3千円それぞれ減額いたしました。これにより、資本的収入は5億6,547万8千円となりました。

一方、支出では、建設改良費を433万1千円減額し、資本的支出を6億3,368万円といたしました。なお、資本的支出に対して不足する額6,820万2千円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんすることといたしました。

次に、議案第12号「令和6年度平内町水道事業会計補正予算案」ですが、今回の補正は、収益的収入及び支出のうち収入では水道営業収益の給水収益を1,200万円、その他営業収益11万7千円を減額、営業外収益の他会計補助金を45万9千円減額し、収益的収入総額を2億9,270万8千円といたしました。支出では水道営業費用の配水及び給水費を62万7千円増額、総係費を10万2千円減額し、収益的支出総額を2億7,853万4千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち収入では、資本的収入の企業債を1,880万円、補助金を213万8千円減額し、資本的収入総額を8,882万1千円といたしました。支出では、建設改良費の配水設備費を2,467万7千円、メーター費を112万1千円、固定資産購入費を232万2千円減額し、資本的支出総額を2億1,775万4千円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億2,893万3千円は、現年度損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、議案第13号「平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに159万3千円を増額し、歳入歳出の予算総額を2,714万6千円といたしました。補正の内容について歳出では、夜越山スキー場ヒュッテのエアコン設置に係る備品購入費とその設置に要する修繕費を増額し、歳入については、一般会計からの繰入金を増額して歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第14号「令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案」ですが、今回の補正は、収益的収入及び支出のうち収入では、営業収益を118万2千円、営業外収益を1,334万5千円減額、特別利益を2,330万5千円増額し、収益的収入総額4億3,687万4千円といたしました。支出では、営業費用を38万5千円、営業外費用を234万5千円増額、特別損失を224万3千円減額し、収益的支出総額を4億7,122万7千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち収入では、企業債等を690万7千円増額し、資本的収入総額を3億3,039万円といたしました。支出では、建設改良工事費を447万9千円増額し、収入支出ともに3億3,039万円の同額といたしました。

なお、下水処理施設維持管理業務につきましては、安定した人材の確保と経費の削減を目的として、令和7年度から令和11年度までの5年間にわたって業務委託をすることとしました。したがって5年間の事業実施を担保するため債務負担行為を設定する必要が生じました。つきましては、限度額を2億9,453万6千円、期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とした債務負担行為を

設定するものであります。

次に、議案第15号「令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに4,394万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに15億2,585万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費及び保険給付費を減額し、基金積立金を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額し、財産収入及び諸収入を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第16号「令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1,335万3千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに3億8,948万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金を減額し、一般会計繰出金を増額いたしました。歳入では、後期高齢者医療保険料及び諸収入を増額、一般会計繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、議案第17号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」であります。刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正し、併せて字句の整理を行うものであります。

次に、議案第18号「平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第19号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第20号「平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」であります。これら3件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれの議案も、令和6年10月8日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給与制度のアップデートとして給料表、昇給制度及び諸手当について所要の整備を行うため改正するものであります。

次に、議案第21号「平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」であります。国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、同法を引用している当町の条例の所要の整備を行うため改正するものであります。

次に、議案第22号「平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」であります。青森県国民健康保険運営方針に基づき、令和7年度から資産割額を廃止し、「4方式」から「3方式」による県内同一の税額算定方法となることから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第23号「平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」であります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号「平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」であります。青森県重度心身障害者医療費助成事業実施要領等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第25号「平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」であります。本条例案は現行の施設利用実績を勘案し小動物の使用料等を改定するため当該条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第26号「平内町さけ・ますふ化場設置等に関する条例を廃止する条例案」であります。

が、平内町さけ・ます増殖事業推進協議会において実施しておりました「さけ・ますふ化場事業」の廃止を受け、建物のアスベスト調査、除去工事、令和6年度でふ化場解体工事が完了したことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第27号「漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております白砂漁港、東田沢漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めにに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第28号「港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めにに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、議案第29号「平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」であります。現委員の江戸祐倫氏は本年3月17日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め、引き続き任命いたしたく、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第30号から議案第39号の「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の10件であります。いずれも同様の提案理由であることから一括で御説明させていただきます。

現委員10名は本年3月31日をもって任期満了となることから、委員候補者の募集を行ったところ定数10名に対し、現委員7名を含めた10名の応募があり、定数を超えなかったこと及び審査の結果、任命する要件を満たしていると判断したことから10名を候補者として決定いたしました。いずれも適格と認め提案いたしますので、何卒満場一致での御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は、午前10時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。どうも御苦勞様でした。

（午前11時12分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

出席議員 12名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 石 岡 むつき

振鈴（午前10時00分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が12人でありますので、会議は成立いたします。

まず、本日の議事日程表に先立ちまして、昨日の第1回平内町議会定例会提出議案での町長説明要旨の訂正について、町長より申出がありました。その件について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）皆さん、おはようございます。

また、貴重な時間をお取りいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今回の訂正箇所につきまして御説明いたします。第1回平内町議会定例会提出議案、町長説明要旨の5ページの7行目、当初予算に比し「2億9,000万円」が当初予算に比し「2億2,000万円」へ金額の訂正となります。

また、10ページの28行目、補装具費支給事業において「舗装具」の「舗」の漢字が、店舗、舗装するの「舗」ではなく、補足、補うの「補」の漢字と訂正となります。

今後はこのようなことがないようにしっかりと精査、チェック体制を強化してまいります。

深くおわびいたします。大変申し訳ありませんでした。

議長（船橋健人君）皆さんの方に正誤表が行っておりますので、御参照願います。

それでは、そのように訂正をお願いいたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君）日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、4番、田中 大君の登壇を許します。（「議長、4番」の声あり）はい、田中 大君。（「はい」の声あり）

4 番（田中 大君）皆さん、おはようございます。

昨年秋に、実施された衆議院総選挙を契機として、所得税控除に関するいわゆる103万円の壁への関心が社会全体で高まりました。令和7年度の国の予算審議とも関連し、国会では与党である自由民主党及び公明党と野党である国民民主党、日本維新の会との間で協議が行われました。しかし、与党側が提案した改正案を国民民主党が拒否して合意には至りませんでした。与党が提出を予定している改正案は、いわゆる年収の壁を160万円に引き上げるとともに、年収850万円を上限として、控除額を4段階に分けて上乘せする内容となっており、一人当たり年間2万円前後の減税が見込まれると報じられています。一方、国民民主党は、一貫として年収制限の撤廃を主張していました。

女性の社会進出が叫ばれて久しい中、企業においては慢性的な人手不足が課題となっており、雇用者側とパート労働に従事する方々の双方でより多く働くことを希望する声が高まっています。特にパート労働者の中には、職場で欠かせない存在になっているにもかかわらず、103万円の壁によって労働時間の制約を受け、結果として労使双方に不利益が生じている事例が散見されます。

また、物価高のため、家計が苦しいとの声も日増しに大きくなっていると感じます。一時的な税収の減少を危惧するのではなく、長期的な視点に立ち、家計の収入向上と消費の活性化を促進する政策が求められるのではないのでしょうか。

それでは、質問に入らせていただきます。

全町総合防災訓練の実施について。我が国では、毎年のように水害、土砂災害、地震、津波、台風、大雨、大雪など、様々な自然災害が発生しております。例えば2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨、さらには2024年の能登半島地震など、ここ10年余りを振り返るだけでも広範囲にわたる甚大な被害をもたらした事例が多く存在します。これらの災害が引き起こした被害は、人的損失にとどまらず、インフラの破壊を招き、その復旧には多大な時間と費用を要しております。

また、気候変動の影響も相まって、今後はさらに自然災害の発生リスクが高まることが予想されて

おります。

こうした状況に鑑み、災害による被害を軽減するためには町民一人一人が自助と共助の2本柱を基軸とし、自らの命を守る知識と行動力、そして他者を支える知識とスキルを習得することが不可欠です。これを実施するためには、日常的な備えを強化し、防災訓練などの取組に積極的に参加することが求められます。幸い当町では、近年、大規模な被害は発生しておりません。しかし、昨年11月16日及び20日には、陸奥湾を震源とする地震が発生し、震度4を観測しました。この地震は、気象庁のデータベースによれば、1919年以降で初めての規模であり、専門家からは津波を伴う地震が発生した場合、10分以内に津波が到達する可能性が指摘されております。このような事態に備えるためにも、防災意識を一層高める必要があると考えます。

平内町防災会議では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と町民福祉の確保を図ることを目的に、地域防災計画を策定しております。この計画を町民一人一人が理解し、日常的な備えを強化するためには、全町を挙げて総合防災訓練を実施するべきと考えます。知る限りでは、当町での大規模防災訓練は、平成25年6月25日に実施された茂浦地区津波災害防災訓練が最後となっています。この訓練は、青森湾西岸断層帯、いわゆる入内断層による地震発生に伴い、津波が発生したとの想定の下、まずは高台へ避難し、その後、避難所への移動を行うものでした。参加者は、行政、消防署、消防団、地域住民を含む400名以上に上り、避難所での炊き出し、発電機講習会、救急救命講習会なども実施されたとのことでした。この訓練では、各行政協力員、現行政連絡員にも情報提供が行われ、見学も自由であったことから、特に沿岸部の町内会からの見学者が多かったと記憶しています。

しかし、この大規模防災訓練から既に12年が経過しようとしています。近年の災害リスクや南海トラフ地震の発生が予測される今こそ、大規模災害を自分事として、町民一人一人に再認識していただくため、全町総合防災訓練の実施をするべきだと考えます。

町民の命と財産を守るため、町長におかれましては、この件についてどのような認識をお持ちでしょうか。町長のお考えを具体的にお示しいただきたく存じます。

次に、町道支障木の安全対策について。町が管理する道路、いわゆる町道、この沿線には様々な樹木が存在しています。しかしながら、樹木の枝や生け垣が道路に張り出し、歩行者や車両の通行を妨げる事例が見受けられるほか、枝の落下による危険が生じ、多くの町民から対応を求める声が寄せられております。特に今冬は、降雪量が多いことも影響し、道路脇の樹木の枝が雪の重みで垂れ下がり、通行の安全を脅かす状況が多発しています。町民の声を直接伺ったところ、過去には、町道を車で走行中に、突然枝がフロントガラスに落下し、ガラスが割れるという事故も発生したとのことでした。

このような状況下、仮に太く長い枝が折れて道路を塞いだ場合、除去するまで通行止めにはせざるを得ません。

また、歩行者等に枝が直撃すれば、最悪の場合、命に関わる事態も想定されます。こうしたリスクに対処するためには、迅速かつ適切な対応が必要であると考えます。

従来の民法の規定では、隣地から越境してきた木や竹の枝については、土地所有者がその所有者に伐採を依頼する以外の手段がなく、対応が進まない場合も少なくありませんでした。しかし、2023年4月1日に施行された民法第233条の改正により、次のような規定が追加されました。すなわち越境された土地の所有者は竹木の所有者に、枝を切除させることができるという原則を維持しつつ、竹木の所有者に、枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき、急迫の事情があるときには、越境された土地の所有者は、越境した枝を自ら切除

することができると定められています。この改正により、越境した枝に対する対応が迅速に進められる道筋が示されたと言えます。

町道管理者としては、この民法の改正起案を適切に活用し、町道にはみ出した枝を速やかに切除することで、通行車両や歩行者の安全を確保するべきではないかと考えます。これにより町民の命と財産を守る町としての責務を果たすことが可能となるはずです。

町長におかれましては、この件に関する具体的な御認識と今後の対応方針についてお示しいただきたく存じます。

以上で壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、田中 大議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の全町総合防災訓練の実施についてであります。当町では、近年、大規模防災訓練は実施しておりませんが、各町内会において防災訓練は実施されております。令和6年度は間木町内会、東田沢町内会及び小豆沢町内会において訓練が実施されており、町からは非常食の提供や防災備品の使用方法などの指導を行っております。

また、毎年、県の主催により町内会役員や自主防災組織、民生委員等を対象に、自主防災体験研修会を開催しており、令和6年度は避難所運営について学んでおります。さらに、県内一斉の取組として防災行政無線を使用した身体保護訓練を初めて実施するなど、多くの機会を通して町民の防災意識は年々向上しているものと考えております。

全町総合防災訓練の実施については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、様々な災害の発生が予想される中、訓練の実施は必要だと考えられますが、防災専任職員の配置など、マンパワー不足や自衛隊など関係機関との詳細な調整や準備が必要なこと、地域によって発生する災害の形態が異なることなどを踏まえると全町一斉の訓練の実施は難しいものと考えております。

そのため、防災訓練については、これまで同様に、町内会単位で実施することとし、町内会からの要望があれば、防災備品の提供や職員の派遣を行うなど、今後も全面的に協力して訓練を実施してまいりたいと思っております。

また、町内会や自主防災組織については、積極的に研修等に参加していただくよう働きかけることで、町全体の防災意識のさらなる向上を図っていく所存でございます。

次に、第2点目の、町道支障木の安全対策についてであります。議員御承知のとおり、令和5年に民法第233条竹木の枝の切除及び根の切り取りの改正が行われ、越境した枝等については、所有者の許可がなくても切除できるようになりました。ただし、何でも勝手に切除していいということではなく、所有者に対して枝を切除するよう催告したにもかかわらず、相当の期間内に切除しないときや、急迫の事情があるときなどとされております。現在町では、町道などに越境し、通行に支障がある枝等については、所有者を確認し、切除をお願いしておりますが、所有者が対応できない特段の事情がある場合に限り、所有者からの許可をもらって町で切除を行うなどの対応を取っております。町といたしましては、民法は改正されましたが、急迫の場合を除いては、所有者との間でトラブルを起こさないために、今までどおり所有者と協議を行い、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中 大君。

4 番（田中 大君） まず、全町の総合防災訓練の実施についてですが、確かに全町挙げての訓練と

もなれば、難しいこととは理解します。しかしながら、地震、津波を想定した全町挙げての訓練を実施することによって、今まで気づかなかった課題も見えてくるはずです。訓練だけで全てを対応できないが、訓練なくして対応はできない。先日、陸上自衛隊青森第9師団第5普通科連隊長と懇談する機会がありました。町及び町内会単位の防災訓練にも、救助や炊き出し訓練等で協力させていただきたいとのことでありました。是非自衛隊協力の下、実戦さながらの訓練が必要と考えます。

次に、町道支障木についてであります。近年温暖化の影響、湿った雪が多く、枝が重みに耐え切れず、または樹木の病気で町道に枝が落下している光景が多く見受けられます。今年7月以降には、マイレポの試験運用が開始されますが、それまでの間、定期的なパトロールが必要であると考えます。

以上で質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、2番、荒内 護君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） まず初めに、このたびの大雪で亡くなられた方には、心よりお悔やみ申し上げます。さらには、今も延焼を続けている大船渡市の山林火災により住む家を失った方々にはお見舞いを申し上げます。災害はいつ起こるか分かりません。平内町でこのようなことが起こらないことをただただ祈るばかりです。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

まず初めに、閉校になった校舎とグラウンドの活用についてであります。旧小湊中学校のグラウンドは、草が刈られ、いつもきれいに整備されています。野球関係者の話によると、ある団体が整備し、使用していると聞いています。

そこで伺います。どこで使用しているのか。また、使用条件はどのようになっているのか。そして、旧西平内中学校と旧東平内中学校も同様に希望があった場合、使用できるものかどうかお聞かせください。

次に、町のスポーツ施設である野球場と陸上競技場の活用についてであります。町では、いつでも使えるように、職員の方が夏の暑い日でも草刈りをし、草を集める作業に御苦労されています。このようにきれいに整備されているのだから、もっと有効活用できる方法がないものかと思うところがあります。

例えば、野球場においてはむき出しのコンクリート部分にクッション性のカバーを被せるとか、3塁側と1塁側の両方からトイレが使いやすいように最も近いバックネット付近に設置するなど、安全性と利便性を備えた球場とする。そうすることによって各種大会や練習場としても希望する団体が増えると考えます。

陸上競技場においては、トラックの内側をサッカーのクラブチームが使用しています。使用頻度が少なく、空いている日が多いように思います。練習用の道具などを置く保管場所として、建物の一部を部室として開放するなどの利便性を加えることでサッカーはもちろん、ラグビーなどのほかのスポーツ団体の利用が増えると考えます。

そこで伺います。この2つの運動施設の今後の活用方法を町ではどのようにお考えかお聞かせください。

最後に、防災危機管理課の設置についてであります。平内町地域防災計画は、災害基本法第42条の規定に基づき、平内町防災会議が策定したものであります。現行の計画は、平成30年9月に修正を行ったものであります。ネットでは、2023年3月24日の更新以来、更新されていません。

平内町の防災計画の性格上、常に社会情勢の変化などを反映させる必要があることから、毎年検討

が必要であり、その都度、修正するものであると明記しております。2024年11月16日には、陸奥湾を震源とする最大震度4の地震が発生いたしました。町民の皆さんは想像もしていなかった陸奥湾の地震に驚きと不安を覚えました。

今後は、陸奥湾を震源とする地震、津波対策、さらには大雪による雪害、異常乾燥による火災なども重視していく必要があると考えます。

そこで、伺います。防災危機管理課は、防災計画よりもさらに踏み込んだものであり、幅広く考えていくものであります。今後の社会情勢の変化にも敏感に素早く対応するとともに、防災計画をより実現化するためにも、防災危機管理課の設置が必要と考えるが、町の考えをお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）それでは、荒内 護議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の閉校になった校舎とグラウンドの活用についてであります。初めに、旧小湊中学校のグラウンドについてでございますが、昨年の4月より10月まで、青森市熟年野球協会に貸しておりました。10月末で一旦契約は終了しておりますが、同協会は毎年の契約を要望していることから、4月より改めて契約する予定であります。冬期間の貸出については、野球のオフシーズンであることや、同校グラウンドは、町の除雪作業による雪捨て場として活用していることから、このように一旦契約を終了する形を取っているものであります。

使用条件につきましては、スポーツ施設ではありませんので、使用用途の制限や又貸しの禁止、使用のため通常必要とする経費及び物件を維持保存する費用の負担や第三者に損害を及ぼしたときは、その一切の損害の責を負う等があります。これまで各旧中学校のグラウンドは、毎年複数回草取り業務を町シルバー人材センターに委託しており、令和5年度実績で1校当たり約30万円の委託料を支払っていましたが、同協会が草刈り等、グラウンドの管理維持費を全て担うとのことから、町の管理費用が削減できております。

また、次に、旧西平内中学校につきましては、校舎及びグラウンド等を昨年12月より町内福祉事業者の寿サービスへ、障害児通所支援施設として活用する条件にて貸し付けておりますので、契約期間中は他の団体への使用許可を出すことはできません。

最後に、旧東平内中学校のグラウンドは、まだ貸付はしておりませんが、グラウンドをスポーツに利用するというだけでは校舎の使用許可を出すことはできません。旧小湊中学校と違い、陸上競技場に設置しているような公衆トイレも近隣になく、水やトイレを使用できない状況であるため、グラウンドの維持管理費等をさきにお示しした使用条件に加え、トイレ等も自分たちで設置できるような能力のある公共的団体からの使用希望があれば、その内容を精査して使用許可を出すこともできると考えております。

次に、第2点目の町のスポーツ施設である野球場と陸上競技場の使用についてであります。スポーツ施設の活用方法については、地域住民のニーズに応じて柔軟に検討しているところでございます。御指摘いただきました内容で野球場や陸上競技場を改修などすることにより、選手や観客の安全性と利便性が大きく向上することは十分に理解できるものであり、このような改善は施設の利用者にとって快適な環境を提供することのできるものであると予想されますし、施設の改修や設備の充実を進めることで地域のスポーツ文化の発展を促進し、住民の健康増進につながると考えております。

一方、施設の運営を効率的に行いながらも、安全性や管理の難しさを考慮した上で、利用の拡大については過剰な負担がかからないよう慎重に検討をする必要があります。

また、町のスポーツ施設については、スポーツ協会所属の団体へ優先的に利用していただいている状況にあり、町といたしましては、施設の改修や運営に関して、リソースを慎重に管理し、段階的に実施することで、施設の利用促進を図っていきたいと考えており、利用しやすい環境を整備するために、今後も地域住民やスポーツ団体と連携するとともに、令和8年度から中学校部活動の地域移行・展開がなされる予定となっておりますので、各クラブチーム関係者からの要望等も踏まえながら、各施設の有効活用を進めてまいります。

次に、3点目の防災危機管理課の設置についてであります。平内町地域防災計画の修正は、議員御指摘のとおり、平成30年9月以来行われておりません。これまで、町としましては、防災、減災の観点から、非常に立ち遅れておりました防災行政用無線のデジタル化、町民への防災マップ作成や津波や土砂災害等により集落が孤立すると思われる夏泊半島沿岸部の稲生地区における防災備蓄倉庫の建設や、海拔ゼロメートル地帯の東和地区から東滝地区の電柱等による避難経路看板の設置、また、役場新庁舎建設予定地の隣接地に大規模災害時における支援拠点となり、町民の防災意識向上が図られる防災、減災教室等が開催できる研修棟を備えた防災備蓄倉庫の建設事業に注力してまいりました。今後、これらの整備事業等が落ち着いてきましたので、気象環境の変化による線状降水帯発生に伴う大雨や日本海溝・千島海溝型地震など、町の地域特性に合わせ、様々な新しい災害の発生に対応できるよう国の災害対策基本法及び青森県地域防災計画等、関連法令を踏まえて計画を修正してまいります。

次に、防災危機管理課の設置についてであります。現在、地域防災計画を含め、防災に関する業務は総務課・防災管財係を中心に、各課と協力して取り組んでおります。新しく防災危機管理課を設置するとなりますと、災害時に特化した専門的な知見、知識を有し、大規模災害を実体験として経験した自衛隊、消防などを退職した職員の配置が考えられ、一部、そのような人事採用を行っている自治体があることは把握しているものの、現在の町財政や他の町事務事業関係から職員配置については、困難な状況にあります。そのため、現状の職務分担を維持しつつ、災害対応等に対し、迅速で、より効果的な体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 御答弁ありがとうございました。

まず1つ目の閉校となった校舎とグラウンドの活用についてであります。これは大変よいことだなというふうに思っています。やはり校舎もグラウンドも使うことによって長持ちもしますし、特にグラウンドは、草が生えると根が広がり、根元が盛り上がります。昨年小湊中学校の野球部が休部ということで、時々グラウンドを見たんですけれども、やはりマウンドの周りに草がもう生えていて、土が盛り上がったような状況になっていて、それを掘り起こすとそこにまた穴が空いて、グラウンドが凸凹になるというようなことを私は懸念していました。ということで常に使ってもらえるとよい状態を維持できるので、町にとっても非常によいことだと私は理解できます。

また、運動施設でないがゆえにいろいろな制限がある中で、担当職員の皆さんが知恵を絞り、考えていることも理解しましたので、これからもどうか続けていってほしいなというふうに思います。

施設でないのも、貸す側にはいろいろと気を使って、ルールとかもちゃんと確認して、町に不利益な事案が起こらないようにしっかりとやっていただけたらいいかなというふうには思いますので、是非そこをよろしくお願いいたします。

次の2つ目の町のスポーツ施設である野球場と陸上競技場の活用についてであります。過去には

スポーツ人口が多かったこともあり、野球場においても陸上競技場においても、使用頻度が高く活気がありました。最近ではスポーツ人口が減り、全国的にも大きな問題となって、スポーツをする環境に大きな変化をもたらしています。かつて野球場では、子どもや朝野球の試合でにぎわっていました。陸上競技場では、子どもたちの走る姿や青年団の若者が走る姿、さらには子どもから大人まで参加する町民大会があり、活気でにぎわった時代でした。そして、そこには競技に参加して楽しむ人と、それを見て楽しむ人がいます。競技に参加する人が少なくなった今、見て楽しむ人のために、見る機会を与えてほしいなというふうに考えております。その思いで今回質問をさせていただきました。町外の人々がやっている試合や練習を見て、それを楽しみとする人がいる、さらにはそれを見て、感化された人が私もやってみようかなと、スポーツに興味を持つことが町のスポーツ人口の増加につながるであろうと考えます。それが生涯学習で推奨する町民一スポーツにつながっていくものと考えております。

答弁では前向きな考えを伺わせていただきました。ただ、予算も絡むことがあり、段階的に改善していきたいという回答をいただきましたので、是非ここを進めて行ってほしいなというふうにごちから改めてお願いを申し上げます。

3つ目の危機管理課の設置についてであります。陸奥湾を震源とする最大震度4の地震が昨年二度発生したことはまだ記憶に新しいところだと思います。2014年は10回ほど陸奥湾を震源とする地震がありました。その中で、震度4が11月16日と11月の20日、震度3が11月の21日、震度2が11月の20日、それから11月の16日の23時53分と、その前に2018年にも震度3の大きい地震がありました。このように、2024年には、急激に回数が増えました。そして震度も大きくなっています。また、大雪による雪害、さらには異常気象による風水害、また、異常乾燥による火災など、環境の変化に素早い対応が求められるようになりました。このような状況を考えると、リスク管理以上の危機管理が必要だというふうに考えます。答弁では、防災というのは幅広い分野でありまして、それをやるとなるとかなりの経費、それから人材も必要だというのは大変よく理解できます。しかしながら、それを少しずつ改善して、これから地震対応をできるよう計画を修正していきたいという御答弁をいただきましたので、1回にできるものではないので、その社会情勢に合わせて、少しずつ改善していったらほしいなというふうに思います。

そして、防災危機管理課を設置して、そこに防災管理監を置くことによって、防災計画は強化されていくだろうというふうに考えます。平内町の防災計画を見ると、先ほどもお話があったように、防災管理監がかなり重要な位置にありまして、業務も非常に総括する部分が多くて大変だろうなというふうに私は感じておりました。そういうことから、防災危機管理課を設置して、そこに人員は最初は1人でもいいので、配置しながら、そしてその防災危機管理課と一緒にやっていったらその負担も軽減されて、もっと幅広く視野を広げて防災計画の強化につながるものだろうと考えますので、いま一度そこを新しい庁舎ができて、新しい庁舎の建物の中の一室でもいいので、そういう場所を設けていただけたらと思いますが、この点についてもう一度お答えをお願いします。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） ただいま荒内議員から防災危機管理課についてのお話ありがとうございました。

一旦災害が起きれば大変なことになりますので、そういうことのないように、我々、私をはじめ職員一同そういうことのないように努めてまいりたいと思っております。

また、それについては、町だけではなく、県とか、自衛隊とか、そういうところといろいろ協議をしてこれから進めていかなければならないということでございます。そういうことについては、今荒

内議員からお話がありましたように十分に意を用いて対応してまいりたいと、こう思っております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、荒内 護君。

2 番（荒内 護君） 前向きに大変、前向きな御解答をありがとうございます。

私たちもできる限りお手伝いできることがあれば一緒にやっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（船橋健人君） 以上で2番、荒内 護君の一般質問を打ち切ります。

続いて、1番、船橋侑雅君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、1番、船橋侑雅君。

1 番（船橋侑雅君） それでは、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

先日、商工会青年部主催の未来創造交流会において、町総務課より、人口減少による町の財政予測というテーマで出前講座をしていただきました。丁寧な説明で、非常に分かりやすい講義となり、町民の方々の理解を深めるよい機会になったものと思います。その中で、町の自主財源となるふるさと納税の活用、これが大いに有効である旨の話がございました。都市部に住む人でも、生まれ育った故郷や応援したい地域に貢献できるふるさと納税、改めてよい政策であると認識し、さらなる活用に取り組みねばならないと思いました。

さて、当町のふるさと納税額ですが、2022年度が4,745万円、2023年度が6,757万円と、順調に増加しています。2024年度も歳入予算にして7,060万3,000円と、増加見込みであり、町長の公約である1億円に向けて着実に近づいており、非常に期待を持っているところです。しかしながら、当町の現状は2022、23年度ともに、県内で21位であり、全国的に見ても1,780自治体中、1,288位とまだまだ向上の余地があると感じております。2022年度と23年度の順位の入替わりでは、県内の上位10自治体では1自治体のみ、全国の上位10自治体では3自治体のみにとどまりました。

このことから、ふるさと納税を利用する人は、リピートする傾向にあり、一度獲得した認知は、継続する傾向が強いと考えられ、新規寄附者の獲得が重要な課題と言えます。

そこで、以下の3点について町の見解を伺います。

1に、2025年度の新規寄附者獲得に向けた取組は。

2に、県外在住の方へ固定資産税納付書を送付する際に、ふるさと納税のパンフレットを同封してはどうか。

3に、県外の新規イベントへ出店してはどうか。例えばマルシェのように、出店料を払うことで参加できるイベント等において、新規寄附者の獲得、町のPRをしてはどうか。

また、参加職員を立候補制にすることで、意欲的な取組となり、職員自身が町への思いを深めるよい機会にもなると考えます。

財源といたしまして、ふるさと納税のうち、町全体の発展に寄与する事業への寄附分を活用することを提案いたします。

続いて、自治体DXに対する当町の取組についてですが、2024年度に、青森県の市町村DX加速化推進事業に採択され、県の費用負担により外部人材を活用し、窓口業務改善に取り組んでいると伺いました。

全国的に人口減少が進む中、職員数を増やし続けることは難しい一方で、業務量は減るわけではあ

りません。こうした状況の中で、今回のような取組を職員の日常的な業務においても推進し、必要に応じて外部人材の活用などを通し、人口が減少した将来においても十分に機能する行政を目指すべきと考えますが、具体的にどのような内容なのかお聞かせください。

以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、船橋侑雅議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目のふるさと納税に関する町の状況と今後の方針についてであります。ふるさと納税につきましては、2008年4月平成20年4月の地方税法等の改正によりまして、同年5月よりふるさと納税制度がスタートいたしました。当町へのふるさと納税については、10年以上寄附額1,000万円の壁を超えることができませんでしたが、2021年度令和3年度でございますが、ふるさと納税関連に特化した民間企業の協力の下、ふるさと納税出店事業者や返礼品などを拡充し、また、ネットサイト最大手の楽天市場への出店を行うなどした結果、寄附額は年々増加し、昨年度実績で約6,500万円、今年度はそれをさらに上回るものと見込んでおります。

ふるさと納税は、町の個人町民税の増収に伴う地方交付税が減額されることなく、町の貴重な自主財源として様々な事業に展開できることから、今後もしっかりと確保できるよう努力してまいりたいと考えております。

御質問の1つ目、2025年度の新規寄附者獲得に向けた取組についてであります。ふるさと納税返礼品での主力、中心となっているホタテ活貝については、ここ数年のホタテへい死の影響を受けて、十分に量を確保することが困難な状況であります。ボイルホタテなど、活ホタテ以外の返礼品も充実してきており、寄附額については毎年順当に伸びていることから、特別に目新しいことは考えておらず、これまで同様、地道に漁業、個人事業者など、返礼品事業者の新規開拓や新規返礼品の開発などを行ってまいりたいと考えております。

次に、2つ目、県外在住の方への固定資産税納付書へのパンフレット同封についてであります。一般的に、税に関しては、納税額に関わらず、納税することに対し、重税感、抵抗感が高いものと考えており、同封することにより、逆効果となる可能性が大きいものと判断し、同封については現在のところ検討しておりません。

次に、3つ目、県外の新規イベントへの参入についてであります。現在も神奈川県横浜市鶴見区でのホタテ販売などのイベントに参加しておりますが、今後、東京平内町ふるさと会などを通して平内町にゆかりのある方が、住んでおります地域での新たなイベントへの参加依頼などがあれば、費用対効果を含め検討し、効果的と判断した際は、積極的にイベントへ参加して、町のPRやふるさと納税などへの協力、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目、自治体DXに対する当町の取組についてであります。本年度、町では、県の市町村DX推進事業の受託事業者の伴走支援を受けながら窓口申請の多い課の職員を中心として、窓口DX推進チームで、1年間活動、検討を行ってまいりました。その活動検討結果として具体的な計画の内容につきましては、第1段階として、役場新庁舎移転前後までに、窓口に関するDXを行うための業務整理、スマホ等を利活用できる世代向け窓口DXの先行実施、役場新庁舎における住民が迷わないための総合案内、ワンストップ窓口、窓口の支払い方法を充実するためのキャッシュレス券売機、動画案内などを計画いたしました。

第2段階としましては、役場新庁舎移転から2030年（令和12年）までには、窓口DXの実現、総合相談窓口の設置、窓口DXにおけるシステムと内部処理システムとの情報連携による自動処理、

マイナンバーカードと口座番号との連携により補助金や還付金の円滑な実施などを計画いたしました。

最終の第3段階としましては、2030年（令和12年）から2035年（令和17年）までには、人の集まる場所にリモート窓口の設置、高齢者や交通不便地域への行政サービス提供のための移動窓口、子育てや介護などの様々な事業を抱えている職員も働きやすい環境を実現するためテレワークなどを計画しております。

以上となりますが、住民や職員にとってさらなる住みやすい町、働きやすい職場を目指し、一層の自治体DX化の推進を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

1番（船橋侑雅君） それでは、質問の1点目についてお伺いします。

特段新しい施策、2025年度については考えていないと、地道に取り組んでいく、このことについては大いに理解できることであります。

今後、もしふるさと納税の新規寄附者獲得に補助金、そういったものを使えることがあれば、使う可能性があるのか、その点についてまず、お伺いいたします。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの船橋議員の御質問にお答えいたします。

今のふるさと納税の制度設計上の中では、町から補助金などを出しますと、ペナルティなどを受ける可能性が高いものと考えておりますので、今のところは考えておりません。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、船橋侑雅君。

1番（船橋侑雅君） 町から補助金を出すのではなくて、国等の補助金、こういったもので新規寄附者の獲得に使えるものがあれば、使う可能性があるか、その点について聞かせください。

議長（船橋健人君） はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） ただいまの船橋議員の御質問にお答えいたします。

現在、先ほどお話ししましたとおり、国のふるさと納税の制度設計の中では、ルールが厳密化されてきておりますので、国からの新規獲得に対しての補助金とか、そういう制度に対しては今のところ私たちも一応いろいろな形で勉強はしておりますけれども、そういう制度はないということは御理解していただきたいと思います。

また、今のふるさと納税の制度の中では、今厳密にやっぱり先ほど言ったとおり50パーセントルールとか、厳密になってきて、なかなか厳しい状況になってきておりますので、なかなかそういう国からの支援、補助金の制度は新しく生まれないものと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君） 1番、船橋侑雅君。（「はい」の声あり）

1番（船橋侑雅君） それでは、ふるさと納税単体で見ると補助金の活用、こういったことは難しいという内容でありました。実は1つ提案ではございますけれども、現在、政府が推進している地方創生2.0、いわゆる旧デジ田交付金、こういった補助金を活用して、移住定住の支援策、これらと絡めることで、移住者の呼び込み、人の獲得、また、地域外からの消費の取り込み、売上の獲得を目指して、ウェブ広告を活用した移住者、消費者、寄附者の獲得に取り組んでいる自治体が熊本県水俣市という市でございまして、ウェブ広告を活用した成果として、5年間で寄附者が324倍、寄附額にして82倍、これを達成している自治体がございます。これが可能になると、簡単に言うと、広告、

いわゆる新規寄附者の広告費に補助金をもらえる上、自主財源をさらに獲得できるようなスキームが実際にございました。是非とも今後、平内町に合う形で活用できないものか検討をお願いしたいと思います。

続いて、固定資産税の納付書にパンフレットを同封する、これについては逆効果になる可能性もあるということで控えるということについては、理解いたしました。

また、そうなのであれば、是非ともふるさと納税の多い時期、こちらデータを見ますと、ボーナス後の7月から9月、また年末調整を目前に控えた12月とのことです。こうした時期に、寄附者獲得のための何らかの施策、時期に合わせたものを実施していただきたいなと思いますので、こちらよろしく願いいたします。

また、最後、3番目についてですね。東京の青森県人会などからの依頼があれば、積極的に検討したいということでございました。先ほど1点目私が提案したように、ウェブの広告を使った空中戦、あとは実際に体感してもらう地上戦、こちら2本立てやってみてもいいのかなと、個人的には思っておりますので、検討のほどをよろしくお願いいたします。

続いて、自治体DXに対する当町の取組についてということで、町長から書かない窓口の導入や窓口の一元化、こういったお話がございました。これによって待ち時間短縮、たらい回しの解消、苦情減少などの効果が期待されます。住民、職員双方の負担軽減につながる重要な施策だと思います。また、県の補助金に採択されたことで最小の経費で具体的な計画策定に至ったことについて、大変評価いたします。

また、中長期では、第3期には、移動窓口、リモート窓口、こういったことについても計画されており、交通事情が不便な当町においては、有効な手段となり得ると考えます。当町のDXについては、しっかりと進めていることが分かりましたので、是非とも計画達成まで引き続き取り組んでいただければと思います。

以上で私からの質問を終了いたします。

議 長（船橋健人君） 以上で1番、船橋侑雅君の一般質問を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。会議は11時12分から再開いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、10番、田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番。

10番（田中光弘君） おはようございます。通告の順に従いまして一般質問を行います。

第1点目は、平内町過疎地域持続的発展計画についてであります。2021年（令和3年度）から2025年度までの5か年計画は、今年新年度が最終年度であります。

初めに、計画の変更内容についてであります。計画は2021年9月に策定、2023年3月に変更となっておりますが、変更内容を示してください。これは町ホームページに、変更前の計画書がダウンロード、紹介していないことから伺うものであります。

2つ目に、特定健診受診率向上についてあります。特定健診の対象者は、40歳以上74歳以下の国民健康保険加入者であり、町では毎年4月下旬から5月上旬にかけて併せて75歳以上の後期高齢者医療制度加入者の方にも特定健診受診券を送付しております。ホームページに掲載されている直近の平内町過疎地域持続的発展計画達成状況の評価では、2023年（令和5年度）に、発展計画の各項目の達成状況として中間の2021年（令和3年度）から2023年度の各年度の達成状況を示さ

れています。

そこで達成状況項目のうち1項目の特定健診受診率について質問いたします。計画の保健・医療・福祉の充実の中で、特定健診受診率の目標値は、国が定めた市町村国保の受診率と同様に60パーセントとしています。2021年、22年とも43パーセント、2023年が42.5パーセントと、目標値より20パーセント弱下回っています。備考としての意見では、目標には届いていない状況で、未受診者への受診勧奨、集団健診後の個別健診受診勧奨などの対策を強化していくとしています。2023年6月の第2回定例会の同僚議員の受診率向上への質問には、答弁として、未受診者対策として健康ポイント事業、保健協力員や食生活改善推進委員、漁師の健康を考える会などにもお願いしながら、受診者を増やす取組をしていると述べられました。

また、その年の第3回定例会の決算特別委員会の問いの未受診者へ手紙や電話で勧奨を行っているが、2022年度は何件に勧め、効果はどうかに対し、担当課長からは、以前は手紙、電話だったが、2020年度からははがきの勧奨で、2022年度は1,700人に送付している。受診者の伸びに効果があるのではないかと述べられました。

未受診者にとっては、病気の早期発見、早期治療が可能なことや、医療費抑制について受診勧奨の通知により周知されていることと思われます。

そこで、平内町寿命県内1位を目指して、平内町健康なまちづくり宣言の町のスローガンを生かしていくために、医療・保健の方策に向けての一步である症状の早期発見の健診受診率向上へ次の点をお伺いいたします。

1つに、受診率の高い町内会と低い町内会の特徴を分析していると思われます。実態をお伺いいたします。

2つ目に、達成状況の2021、22、23年度の受診率は、健康なまちづくり宣言の前年度その6年前の2017年度41パーセントに比して横ばいです。この状況を鑑み、受診率の低い町内会の奮起を促す点で、町内会ごとの受診率を町広報やホームページで公表すべきと思います。見解をお伺いいたします。

3つ目に、保健協力員や食生活改善推進員と共に、町内会を挙げて取り組む必要があります。未受診者は固定の方々と推測されますので、町内会役員に受診呼びかけの協力を要請すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

2点目は、行政手続出張サービスについてであります。足腰の弱い高齢者や障がい者ら役場に出向くのが難しい人を対象とした住民票等の交付の行政出張サービスの導入を、これが質問趣旨であります。

核家族化による高齢者の独り暮らしは、今後さらに増加する見通しです。また、当町の行政区の地理的状況は、中央部の周辺は東西南北の菱形線上に町内会が存在する広範囲の行政区であるゆえに、行政手続出張サービスは必要な部署であると強く設置を希望いたします。

2027年（令和9年）秋の新庁舎開庁を機会に、さらに住民サービス向上に向けた取組を願っています。

さきの12月第4回定例会で、住民サービス向上として、同僚議員から地域のコミュニティセンターや空き家などを活用し、東地区、西地区に役場出張所の設置をとの提案がありました。町長の答弁では、難題の1つとして、1か所当たりに最低でも3人以上の人員配置が必要であり、職員の確保、出張所の設置、維持管理の財政面からも厳しい。

2つ目に、役場出張所での公共行政サービスの提供も戸籍、住民票の発行など、ほんの一部の提供

にとどまり、町民が求める総合的なサービスを提供することはできず、出張所1か所でのサービス完結にならないが主な理由でありました。

一方、展望の1つとしては、来庁しなくてもスマートフォンなど、電子申請の普及など行政へのDX化を一層推進したい。

2つ目には、総務省が全国的な少子高齢化、人口減少化での自治体の窓口業務の補完機能として推進している郵便局での自治体窓口業務取扱い連携など、既に実施している自治体の事例を研究したいとの答弁でありました。

私は展望である2点については、研究を追及していくことに異議はありませんが、一方では、使いこなせない、漏れざるを得ない対象者が存在することを見逃してはいけないと思うのであります。自宅からのスマートフォンなどの電子申請は、機能をこなせるのか、また、郵便局での申請では、4地区にある本庁地区、東田沢地区、山口地区、清水川地区以外の行政区の対象者にとっては難儀なことです。

そこで、他自治体の先進事例を紹介し、検討していただきたいと思います。ある自治体では、行政出張サービスをベテラン職員が自ら専用車を運転し、住民票の交付といった業務まで1人で担っています。出張サービスで使う車両はインターネットの通信機能を装備した多機能ワゴン車で、定年延長した職員が運転し、各種証明書をその場で交付するほか、要望に応じて役所の各担当課にオンラインでつないで、窓口業務をサポートします。利用者は体力的に役場に足を運べない高齢者や障がい者のほか、車の免許証を返納した人、妊婦、子育て中の住民です。証明書交付のほか介護、子育て、生活保護、年金、家族が亡くなった際の手続などの相談を想定しております。2023年度から交通の便が悪い中山間地域などの公民館や集会所を乗用車で巡回するお出かけ役所を実施、取組の中で、住民からは福祉関係など、デリケートな相談に個別に応じてもらえるとありがたいといった声が多く寄せられたといいます。このため、これまでの巡回運行に加えて、新たに自宅などを希望する場所に出向くデマンド、予約制運行に踏み切ることにしたとのこととあります。

そこで、次の点をお伺いいたします。1つに、常時出動ではなく、デマンド予約制の運行で、1人体制で行政に精通している会計年度任用職員配置であれば、業務がスムーズに運ぶと思われます。見解をお伺いいたします。

2つ目に、各種証明書の交付のほか、要望に応じて役場庁舎の各担当課にオンラインでつなぎ、窓口業務をサポートすることにより、一部の提供ではなく、対象者が求める総合的なサービスが可能であると思われます。見解をお伺いいたします。

3つ目に、当町特有の菱形線上行政区に住居している対象者にとって、寄り添うサービス提供の行政出張サービスは不可欠であると強く思うものであります。実施方について見解をお伺いいたします。

3点目に、克雪についてであります。1つに、地域除雪体制づくりについてであります。

高齢者世帯や独り暮らし世帯の増加は、ほとんどの自治体で進行し、見守りや支援の必要な世帯も増えてきております。

特に冬期間の除雪作業は、自力で除雪困難な高齢者世帯や高齢者独り暮らし世帯にとっては切実な課題です。玄関から道路までの除雪、道路除雪後の固い雪の処理に数年後は困難と思われる方が見受けられます。

町内会において地域で支援に向けた話し合いを実施し、地域ごとに除雪マニュアルを作成する。高齢者等の見守り活動を推進する除雪チームを組織し、共同での除雪作業を実施する体制が必要であると考えます。現時点では、町内会による自主的な除雪困難者への支援体制づくりは大変厳しいとも思わ

れます。

そこで、今後必ず必要となる地域除雪体制づくりに向け、町内連合会と協議を進めるべきですが、見解をお伺いいたします。

2つ目に、小湊地区融雪溝についてであります。本町・第二元町・川原町・第一町内会等からの要望を受け、青森県及び平内町が融雪溝を整備し、2004年平成16年12月から供用を開始してきましたが、現在では、稼働停止の状況となっています。設立当初は、対象地区では116名加入の小湊地区融雪溝利用管理組合を組織し、維持管理に努めてきましたが、組合員は4割減の70名弱となり、小湊地区融雪溝利用管理組合も組合としての機能が及ばなくなったとのことであります。そのような状況下でも、諸事情の解消のために、2024年に小湊地区融雪溝運用連絡会を立ち上げ、運用に当たってきましたが、連絡会本来の目的を果たした2023年に解散し、実質上融雪溝機能は停止状態となっております。

そこで、次の点をお伺いします。1つに、区間による融雪溝としての機能を果たせない構造上の問題の苦情に対し、町が解消に向けての対策がどうであったのかお伺いいたします。

2つ目に、本町・第二元町・川原町・第一平中の4町内会長名で組織としては解散したが、町との協議を継続したいとしています。町の対応についてお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。ありがとうございました。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の平内町過疎地域持続的発展計画についてであります。過疎計画の策定については、財源的に有利な地方債である過疎対策事業債の発行が可能になる等、過疎地域における総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を受けることができ、当町においても、青森県過疎地域持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て、令和3年9月に計画が策定されております。

御質問の1つ目、令和5年3月の計画変更についてであります。計画全体に及ぼす影響が大きくなく、軽微な変更であるため、県との協議や議会の議決を要しない変更該当し、変更内容としては、教育分野の学校教育充実事業の対象を中学校のみであったものから、小学校まで拡充したものでございます。

なお、議員御承知のことと思いますが、変更後の計画及び計画達成状況は、町ホームページにて公開しております。

次に、2つ目、特定健診受診率向上についての1つ目、受診率の高い町内会と低い町内会の特徴を分析していると思われそうですが、実態を伺うについてであります。現在、各町内会ごとの受診率については、データを集計しており、漁師の健康を考える会や各地区での健康教育の際には各地区の受診率について公表するなどし、健康課題とともに健診受診の大切さについても啓発しておりますが、高い地区を分析しますと、隣近所への働きかけなどもあり、集団健診ではありますが、若い世代の方や御家族での受診も多いように見受けられます。また、小湊、東、西の3つに分けて分析しますと、令和6年の11月時点での数値ではありますが、小湊地区では対象者1,272人に対し、受診率は35.7パーセント、東地区では437人に対し40.3パーセント、西地区は553人に対して32.2パーセントとなっており、東地区が高い傾向にあります。また、東地区では、受診者のうち3年連続受診者も高い傾向にあります。低い地区の方の中には、仕事優先となり時間が取れない、健診に行くのが面倒だとの声も一部聞かれます。

次に、②の町内会ごとの受診率を町広報やホームページで公表すべきと思うが、見解を伺うについ

てであります。各行政区ごとの受診率については、保健協力員の方に対して今後の活動の参考となるよう、毎年研修会で年度末に公表しておりますが、各町内会ごとの構成人数や対象者の違いなど、状況等もそれぞれ異なっているため、各町内会ごとの受診率を一般の方向けに公表することは、現在は考えておりません。

しかしながら、受診率の向上に向けた取組として現状を知るといことは大変重要であると考えますので、小学校区の3つの地区での公表は今後実施したいと思っております。

現在、ホームページでは、3つの地区の健康課題等を公表しておりますが、その中に受診率も加えて公表するほか、広報も活用しながら地域ごとの健康課題等の見える化を実施していきたいと考えております。

次に、3つ目の保健協力員や食生活改善推進員とともに、町内会を挙げて取り組む必要がある。未受診者は固定の方々と推測されるので、町内会役員に受診呼びかけの協力を要請すべきについてであります。現在、保健協力員については、先ほどもお話ししましたとおり、研修会等の機会でその都度、各地区での受診の働きかけをお願いしているところであります。町内会役員の方への働きかけは実施しておりません。議員御提案のとおり、町全体が一丸となって健診に取り組むという観点から、各町内会の方々に受診のための声がけなどの協力をいただくというのは大変有効であると考えますので、町行政連絡員の方の研修会や連絡会議の際に、受診の働きかけをしていただけるよう御協力を仰ぎながら、今後も健診受診率向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目、行政手続出張サービスについてであります。先ほど、船橋侑雅議員からの御質問に対する回答と重複する部分もありますが、本年度、窓口DXについて、県の事業を活用しながら検討を行い、御質問の趣旨に関するサービスも含めて計画を作成しております。

御質問の1つ目、行政手続のデマンド運用についてであります。計画の中では、車両を活用した移動行政窓口の実施を計画しております。その際には、経験豊かな元役場職員や行政に精通した人材の登用活用や町職員がオンラインで移動行政窓口に来られた方に対応することも含めて実施方法の検討を予定しております。

次に、2つ目、総合的なサービスの可能性であります。移動行政窓口が実現されたとしても、役場庁舎と同様の総合的なサービスの提供は、大変難しいものと判断しております。戸籍や税などの各種証明書については、時間を取らせず、役場庁舎窓口と同様にスムーズに提供、また介護相談などの相談内容、日にちなどを特定した形での相談窓口を開設、実施できるよう検討したいと考えております。

次に、3つ目、行政出張サービスの実現性であります。今後とも高齢者や障がいを持った方が交通移動の不便な地域においても、行政サービスが低下することなく、継続的に提供できるよう最大限努力してまいります。行政出張サービス（移動行政窓口）は、計画では、2030年（令和12年）から2035年（令和17年）にかけて、詳細な実施方法を検討することとしておりますが、役場新庁舎完成後、各課・窓口での行政DX化が進む中、改めて職員配置や役場組織での課や係の編成、組み替えが固まり次第、行政出張サービス（移動行政窓口）が可能かどうかサービスに係る人件費やシステム維持費など、コスト面や費用対効果なども検証の上、速やかに検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、克雪についての1つ目、地域除雪体制づくりについてであります。地域の除雪活動につきましては、家族やその近親者で除雪する自助と、住民同士で協力して除雪する共助と行政の制度と生かして除雪する公助の3つの組み合わせが重要と考えております。

議員の御質問の内容は、この自助、共助、公助のうち、共助に関するものに当たりますので、その体制づくりをしていくということは、町としても非常に大切なものであると考えているところでございます。

しかしながら、共助に関しましては、既に、地域の高齢化に伴い、共助自体が困難な状況になっている地域があることも町として認識しております。

さて、除雪作業の地域の体制づくりに向けた町内連合会との協議を進めるべきということですが、このことにつきましては、町内連合会としての考え方もあり、また、共助に関しましては、地域・町内会の自主性が大変重要でありますので、町としては、雪問題などの共助に関しましての先進地事例などの情報を、町内連合会に提供するなどして、町内連合会と共に、課題解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

ちなみに、町の公助といたしましては、社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、同協議会職員、役場職員及びボランティア団体による地域除雪ボランティアを行っているところでございます。電話などにより除排雪の依頼があった際に、依頼者宅の積雪状況等を事前に調査し、家族状況等を考慮した上で、対象世帯と判断した場合には、依頼者と日程を調整の上、除排雪作業を実施しております。本年2月末時点での除雪ボランティアによる出動件数は3件でありました。

このほか町の除雪支援体制としましては、シルバー人材センターによる除排雪作業の紹介や令和5年1月末からは、屋根の雪下ろしを業者に依頼した場合の費用の一部を町で助成しているところでございます。

次に、2つ目、小湊地区融雪溝についての①融雪溝としての機能を果たせない構造上の問題の苦情に対し、解消に向けての対策についてであります。小湊地区の融雪溝は、地元の要望を受け、県が整備を行い、平成16年度に供用を開始しましたが、国道に近い一部の区域については、当初から水不足のために使用に支障を来しておりました。そのため、再三にわたり県への不具合の解消を要望しておりました。県において少しずつ改修が行われましたが、利用者が満足するような解消には至っておりませんので、今後の再利用に向けて、引き続き県へ対策をお願いしていきたいと考えております。

次に、組織としては解散したが、町との協議を継続したいとしているが、町の対応についてありますが、当初の組合が解散し、その後、各町内会の会長が中心となり、新たに連絡会を立ち上げ運営に当たってきましたが、人口の減少や利用者の高齢化により、発足当初は120世帯ほどあった加入者が、令和5年度には60世帯と半分ほどになり、また、物価の高騰などによりポンプを稼働するための電気料金も大幅に上がり、維持するための1世帯当たりの負担額が高額となっております。連絡会において、今後の運用について利用者にアンケート調査を行ったところ、今後も利用を希望する世帯は、半数強の37世帯にとどまったこともあり、今後の維持が難しいとして、連絡会の解散を決め、令和5年度から運用を休止しております。町といたしましては、再開に向けての相談等があれば、適切に対応していくこととしておりますし、休止中の道路の排雪等については、生活に支障がないように実施していただくよう、既に県へは要望しており、県でも適切に対応するとの回答をいただいております。

以上でございます。

議 長（船橋健人君） 10番、田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） やはり特定健診の受診率の向上でありますけれども、割と高い地域というのはやはり隣近所の働きかけとか、様々なそういうつながりがあってのことではあります、これが往々に

して管内全体を見た場合に、果たしてそうかと、その中でも漁師の会というふうな答弁がありました。その向上に向けて頑張っているところ、確かにモデル地区として間木、滝、茂浦、特に滝地区が実にこの70パーセントを超えていると、当初の30パーセントから70パーセントというふうなのは大変管内でも、また、全国の各行政区を見てもやっぱり高いです。

そこで、そういう中で海岸部、ホタテ養殖業を営んでいる地区の中で沖止めをしているのは、小湊支所だけというふうに伺っておりますけれども、やはりきちんとそういうふうに沖止めというのを決めておけば、それなりにこう健診しようというふうに気持ちがつながると思うのですが、他の支所についての働きかけというのはどうなっているのでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、大水課長。（「はい」の声あり）

健康増進課長（大水 要君） ただいまの田中光弘議員の御質問にお答えします。

漁師の健康を考える会で沖止めについては、構成員から出された意見でございまして、東滝、間木地区から行われ、現在、小湊支所管内に広がっているものでございます。支所ごとの他支所への依頼ということでございますけれども、現在まだ実施しておりません。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、10番、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私はやっぱり小湊支所だけではなくて、残りの5つの支所の常任理事とかに働きかけていくべきではないかと、そう強く願望したいんですが、それについては。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君） ただいまの質問にお答えをいたします。

もし沖止めを実施していただければ、多くの方に健診受診について考える機会をつくっていただることにになり、とてもありがたいことだと考えます。しかし、漁業者の中で沖止めに対するマイナスイメージを持っている方もいるため、なかなか強行には進められないといった面もあると思われます。今後、支所ごとに実施地区を増やしていければとも考えておりますけれども、進めていくとしましたら、まずは、漁師の健康を考える会で実施しております茂浦地区のほうの働きかけをちょっと考えていきたいなというふうに思っています。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 以前にも向上に向けて、漁協へ要請したほうがいいんじゃないかというのは十数年前の質問であったわけです。やはりこの滝地区を見れば、やはりそういう中で相談しながらも話をしながらそういうふうに向上に向けてそういうふうに意思統一といいましょうか、そういうふうなことになるので、やはり私は強力的に各支所に勧めたほうがいいと、中にはそういう不満を持っている方がいるのではないかなというふうなことをおっしゃいましたけども、そこはやっぱりそう多くないと思いますので、中にはいると思いますけども、やっぱりその支所の機関として勧めてほしい。

どうしても駄目であるならば、沖止めの日がたまたま自分の出荷というふうになっていけば、その人には他の地区でも受けられるということをきちんと説明していただきたいと、できる限り勧めて、沖止めの件について勧めていただきたいと思っております。

また、若い人に対してです。40歳からの特定健診率、特定健診が対象となります。40歳に到達になる方に、この制度を知っていただくために、やっぱり早期の受診案内とか、戸別訪問なり、それ

と電話での勧奨とか、そういう件について、その点については行っておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）健診のほうも若い方、二十歳からでもできますので、そういうふうな周知については、回覧、ホームページ等でもしております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）田中光弘君。

10番（田中光弘君）あとは、対象者が医療機関での治療を行った際に、医療機関でもそういう特定健診、これには含まれておりますので、みなし健診、そういうその結果、医療機関での結果を提供していただくと受診率向上に反映されるということでもありますけれども、このことについては行っておりますか。

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

みなし健診は現在のところ実施しておりません。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）これも受診率に反映されるということで、ほかの町村を見た場合に、やはりそういうふういきちんとそこの医師に依頼をしていると、きちんとしていうふうに返してもらっているというふうにしておるんですが、是非ともこれは平内町での医療機関に働きかけていただきたいと思っておりますけれども、その点について、再度御答弁お願いいたします。

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

実施についてまず、可能かどうかとやり方をこちらでも検討いたしまして、可能であれば働きかけ、実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）是非とも前向きに進めてください。

次に、広報並びにホームページへの公表、確かに私もあまり乗り気はないわけではありますけれども、しかしながら、こういう状況であります。こういう状況というのは、国では令和5年度まで、前の計画では令和5年度までに60パーセント、60パーセントの目標の数値を掲げていたんですが、これを先延ばしして、令和11年度に60パーセントへというふうに変ったわけです。しかしながら、ここ数年間の経緯を見ますと、なかなかこう増えていないということです。こういうふうな公表という、こういうふうなちょっといかなんとも思いますが質問をしているわけなんです。さっきの答弁では、3小学校の学区と言いましたか、小学校の学区でこの3小学校の学区と言っても、この範囲が広過ぎて、ちょっとこれ分かりにくい、そこの町内会にとっては分かりにくいのではないかなというふうに思っております。これをもう少し細分化できないものかと、3地区を6地区とか、7地区、例えば東から来ますと、1つに狩場沢、口広、清水川、2つ目に、薬師野、松ノ木、外童子、大和山、内童子、3つ目に、小湊地区、4つ目に、浜子、東和、浅所、間木、滝、5つ目に、白砂、東田沢、6つ目に稲生、浦田、茂浦、浪打、土屋、7つ目に、山口、小豆沢、中野というふうな、これもう少し細分化したほうが分かりやすいのではないかなというふうに思うわけなんです。そのと

ころをもうちょっと考えていただきたいです。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

先ほどの答弁にもありましたように、各町内会ごとに、構成人数ですとか、また、対象者の違い等々ございますので、今のところは3地区での公表ということで、あとその公表した後でちょっと意識づけをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）田中光弘君。

10番（田中光弘君）3地区でもよろしいと思いますけれども、皆さんが分かるようなのを載せていただきたいと。

そこで、この計画が改正となって、令和6年度から令和11年度まで、11年度に60パーセントということでありますけれども、この計画の受診率の数値、この立て方について私は疑問を持っているわけです。この第4期の計画では、令和6年度が47.5パーセントと、それが1年1年、2.5パーセント増ずつということで11年度の60パーセント、ところが令和3年、4年が43パーセント、5年度が42.5パーセント、1年でこの5パーセント増の6年度47.5パーセントからそういう計画を立てているということについて、かなり数値に対して乖離があるのではないか、この計画でよろしいのか。数値でよろしいのかというのが私の質問です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えします。

こちらでもいろいろ施策講じまして、目標として47.5パーセント達成したいということで、このような計画にしております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）6年度が47.5パーセントで、毎年2.5パーセント増で令和11年度が60パーセントというんですけれども、前の年の5年度が42.5パーセント、1年で5ポイント上げての令和6年度から計画ということで私言っているわけなんですけど、この当町において、これ令和4年度の実績でありますけども、40歳から74歳までの対象者が2,414人のうち、受診者が1,019人と、これ60パーセントにするには、423人増やさなければいかんと、これはかなりきついことではありますけど、そういうことで、やはり町内会への協力ということでの3つ目の質問になるわけです。確かに町長の答弁でも分かりますけども、これもどうでしょうかね、漁師の健康を考える会と同様に、どこかの町内会をモデル地区として、ちょっと実験させてみたらいかがですかということなんですけど、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの御質問にお答えをいたします。

健診の受診とか、未受診とか、あと健診を受けるか受けないかなどについては、個人情報の部分もあることから、提供はできませんけれども、町内会で各家のほうに訪問してという受診勧奨はそういう協力をしていただけるのであれば、こちらも歓迎するところではありますので、そちらの面で御協力いただければなというふうに思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 分かりました。

あと2点目の件であります。出張サービスの件でありますけども、いずれももう検討していくということですので、前向きに進めて、検討していただきたいと思っております。

3つ目であります。克雪のことありますけども、融雪溝の件であります。

この連絡会が廃止になる直前、前に、対象者にアンケートを行っていて、その内容を見れば、進めてほしいというのと、もうこういう水が少なく、何も効果がないからもういいやという両極端に分かれておるんですが、そういう中で、結局もう現在は停止というふうな状況になってきていると、そこで、それに代わるものというよりも、その対策としては、県に排雪をお願いしていると。昨年のシーズンは雪が不足しておりました。今年は12月に入ってもう根雪になっておりまして、今シーズンのこの排雪の回数というのは何件あったんでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 田中光弘議員の質問にお答えいたします。

排雪につきましては、融雪溝設置しております小湊、県のほうで管理しておりますけれども、1月の上旬に1回行ったという具合に記憶しております。あとそれ以外の町道につきましては、適宜排雪を行っております。回数についてはちょっと細かく把握しておりませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君） 私は融雪溝の対象者のところの県道の排雪のことを述べておりますが、1回と、その近くの人に聞いてみたら、排雪ありがたいと、排雪するのであれば、前もって知らせしてほしいと、そういうこともあったわけですが、今後そういうふうに県に対しても排雪する日が決まったらそういう日にちをお知らせするような段取り、そういうふうに考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） 質問にお答えいたします。

私もちょっとニュースでちらっと聞いたんですけども、県のほうで排雪を公表していきたいというような報道を見ております。ただし詳しい詳細については、分かりませんので、そこは今後県のほうに確認していきたいと思っております。

排雪の日を公表する分には何ら問題がないんですけども、過去に町で排雪を公表したときに、道路に雪をすごく出されまして、逆に通行に支障を来すということもございますので、そこら辺はもしそうならば、新しいルールをつくってやっていくことが必要かと思っております。

以上です。（「分かりました。終わります」の声あり）

議長（船橋健人君） 以上で10番、田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日は午前10時から会議を開き、一般質問を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

（午前11時59分 散 会）

本日の会議に付した事件

日程第 1、一般質問

日程第 2、質 疑

日程第 3、予算特別委員会設置

日程第 4、議案付託

出席議員 12 名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	1 番 船 橋 侑 雅君
2 番 荒 内 護君	3 番 内 海 伸君	4 番 田 中 大君
5 番 亀 田 弘 徳君	6 番 田 中 茂 勝君	7 番 太 田 満 則君
8 番 倉 内 清 一君	9 番 畑 井 勝 廣君	10 番 田 中 光 弘君

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 塩 越 信 子君	税 務 課 長 柴 田 正 一君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 竹 達 暁 教君
福祉介護課指導監 須 藤 昌 毅君	健康増進課長 大 水 要君
健康増進課指導監 森 山 実 希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷 博君
水産商工観光課長 畑 井 幸 治君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 近 藤 吏君	会 計 管 理 者 田 中 正 美君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 小 林 正 人君	代表監査委員 逢 坂 重 良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船 橋 寿 事務局長補佐 石 岡 むつき

振鈴（午前 10 時 00 分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、音の出ないように御配慮をお願いいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が 12 人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

それでは、6番、田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、6番」の声あり）6番、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） 皆さんおはようございます。田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

私の今回の質問は、人口減少対策の一環として取り組まれている移住定住促進への取組状況と健康長寿ということを考えたとき、病気になりにくい体づくりのための意識醸成についてお尋ねいたします。

初めに、移住定住促進への取組については、平内町過疎地域持続的発展計画などによると、転入者よりも転出者が上回る社会減が続いているため、このままでは若者や労働力の流出などにより、人口減少による人材不足や経済力の低下を招くなど、地域経済及び地域振興に多大な影響を及ぼすことになることから、その対策の1つとして、移住定住しやすい環境の整備を掲げ、県庁所在地に隣接している地の利を生かし、町の基幹産業の振興、新しい産業の創出などを図る、また、若年層や壮年層の人口流入の増加を目指すとともに、進学等で大都市へ流出した若者がU I Jターンで戻ってきやすい環境の整備を図るなど取り組むべき必要性を掲げております。

そこでお伺いしたいことは、これまでの取組実績と今後の対応についてであります。

①として、これまでの当町に移住した家族数、そしてその人数はどの程度なのでしょう。

②定住された方々の定住後の就職とその職種はどのようなものになっているのでしょうか。

③移住者の住宅取得状況として、新築または中古物件での取得状況はどのようになっているのでしょうか。

④空き家バンクの活用状況はどうでしょうか。

⑤移住定住に関する補助金や支援金の活用状況はどうか。

⑥移住支援金の対象となる移住元に東京圏の条件不利地域というものを設定しておりますが、移住条件としてこれを設定しているのはなぜでしょうか。

⑦そのほかにも移住定住に関する取組をしているものと考えますが、これらの状況についてお尋ねします。

さらには、これらの現状を踏まえて、今後、移住定住の促進を加速するためにどのような取組をしていく考えなのかお伺いいたします。

続いて、健康増進についてお伺いいたします。町では国民健康保険加入者を対象とし、毎年健康診断を実施しており、相応の成果を上げております。健診により病気を発見することは、大変重要なことですが、病気にならない体づくりをすることも重要なものであると考えます。

特に高齢者においては、体力の低下等により身体能力が低下し、日常生活にも支障を来すことが往々にしてあります。町では、町民の身体能力測定を実施したことがあるのでしょうか。また、実施すべきものと考えているのでしょうか。御見解を伺いいたします。

毎年ひらな秋まつりに合わせて、平内武道館を会場とし、健康展を開催しておりますが、参加者は非常に多く、昨年は300人ほどであったと伺っております。

自分の体力年齢や血管年齢、毛細管の状態、肺活量、認知力などを知ることは健康増進の意識醸成には非常に有効なものであると考えます。私も二度ほど参加し、測定しましたが、結果がすぐ分かることと、

画像により確認することもあり、非常に説得力があります。

また、軽スポーツコーナーもあり、モルックやスポーツ吹き矢などは非常に楽しく過ごせるとともに、自分の体力や視聴覚力を自覚できる企画でありました。

このように楽しく健康意識を高める事業は非常に効果的であると思います。このようなことから、今回は、回数や会場を今以上に拡大し、できることならば町内の各地域を定期的に巡回して、実施するように取り組むべきと考えますが、町長の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終えます。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、田中茂勝議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の移住定住促進の取組についての1つ目、これまでの移住家族数とその人数でございますが、他市町村からの移住者につきましては、単純に転入者数をもってカウントするのではなく、ここではあくまでも移住相談、移住支援制度を活用した方を対象としてお答えをいたします。

移住定住促進事業を開始した平成28年度から令和5年度までに47組、104人ということで把握しております。ただし、町が直接関わらない移住者も相当数おりますので、実際にはこれよりさらに多くなるものと認識しております。

次に、2つ目、定住後の就職と職種であります。これまで移住支援金の対象となった3件について把握しており、それぞれ会社員、農業、テレワーカーの職についております。また、移住促進パンフレット等を作成するに当たり、先輩移住者として取材に協力してくれた方々については、お菓子やパンの製造小売りをする者、カフェを経営する者、新規就農した者、ホタテ漁師の修行をする者、民泊を営む者など、多岐にわたっております。

次に、3つ目、移住者の住宅取得状況でございますが、住宅関連の補助金を活用した方について把握しております。いずれも令和2年度から令和5年度までの実績で、新築住宅建設補助金については、計71件、うち移住者は20件、中古住宅取得補助金は、計20件、うち移住者は7件、家賃補助金は計14件、うち移住者は10件となっております。

次に、4つ目、空き家バンクの活用状況についてでございますが、平成29年度の制度導入以来、空き家等の物件登録に至ったのは16件、このうち売買及び賃貸借契約が成立した空き家の利活用に至ったのは13件、そのうち移住者は4件となっております。

次に、5つ目、補助金や支援金の活用状況でございますが、国県の交付金を活用する制度として東京圏からの移住・就業で最大100万円が支給される移住支援金制度について、これまで3世帯が対象となっております。また、医療・福祉職子育て移住支援金と地方就職学生支援事業については、これまで実績はございません。

次に、6つ目の条件不利地域の設定についてでございますが、条件不利地域は、国の指定により設定された過疎法や山村振興法に該当する市町村のことです。東京圏であっても、条件不利地域から移住した場合は、移住支援金の対象外となりますが、県や町が実施する他の移住関連施策については、条件不利地域を設定しないものがほとんどでございますので、対象となる他の制度の紹介等を今後も実施してまいります。

次に、7つ目、その他の現状でございますが、移住定住促進事業については、人口減少の抑制、地域活性化を図ることを目的に、平成28年度から実施しており、令和2年度から移住者に対する補助金額を拡充しながら進めてまいりました。また、東京都で実施される移住相談会にも毎年参加し、これ

まで直接移住につながったケースは少ないものの、相談者の数が年々増加していることから、地方移住への関心の高まりを感じております。今後も評価・分析を行いながら、より充実した施策となるよう検討を重ねるとともに、子育て・医療・仕事・暮らし、それぞれの分野とも連携を強化し、施策を充実させていくことで、平内に住み続けたい、平内に住んでみたいと思ってもらえるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、第2点目、健康増進についてであります。議員のおっしゃるとおり、病気を見つけることも重要ですが、病にならない体づくりは大変重要であると考えております。その中で、町では、町民の身体能力測定を実施したことがあるのかという御質問でございますが、国のスポーツ庁管轄で実施している全国の小学校5年生及び中学校2年生を対象として握力や反復横跳びなどの項目を測定する全国体力・運動能力、運動習慣等調査が毎年実施されております。

また、毎年10月には、町立体育館において、国民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得る目的で、全町民ではございませんが、20歳から79歳までを対象として握力や反復横跳びなどの項目を測定する体力・運動能力調査を実施しております。町独自のものとしては、福祉介護課で実施しております介護予防教室での握力測定や健康増進課で行っているメディコトリム教室では、筋肉量等が測定できる体組成測定などを実施しております。さらに、早期すこやか生活習慣病健診では、子どものうちから自分の健康への意識づけを図ることを目的とし、小学5・6年生と中学2年生を対象として採血や血圧測定のほか、骨密度測定や体組成測定など、子ども版の健診も実施しております。

今後、身体能力測定を実施すべきかについてであります。町全体として現時点では実施する予定はございません。

しかしながら、病にならない体づくりは非常に重要であることから、一人一人の町民が自分の体力や健康を意識した生活が送れるよう、今までも健康教室の場において、地区からの御要望に応じて、体組成測定や骨密度測定など、現在、町で保有する機器を活用した健康教育を実施しておりました。近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためか、要望が少ない状況であります。是非御要望いただければと思っております。

次に、健康展のような健康増進の意識醸成には、有効な事業の各地域での巡回実施についてであります。現在、健康展では、各事業者等に機器等を準備していただくなど、協力を得ながら、血管年齢など各種測定する機会を設けております。それを各地域で実施するとなれば、そうした各事業所等との調整もございますので、直ちに実現することは難しいと考えております。

いずれにいたしましても、町民皆様の健康意識向上に向け、健康教育、自分の身体の現状把握は重要であると思っておりますので、議員御提案の健康増進の意識醸成には有効な事業の各地域での巡回実施については、先ほども申し上げましたとおり各地域での健康教室などを御活用いただければと思っております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君） ただいまよくは聞き取れなかったんですけども、相談者数が47組ですか、その程度あったということで、この相談者数について、あるいは移住者の数といいますか、人数といいますか、世帯数といいますか、これは町としてはこの数字をどのように評価しておりますか。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）ただいまの田中茂勝議員の質問にお答えいたします。

この４７組１０４人という数をどう評価しているというところでございますが、全体の数として多いか少ないかという考えではなく、移住の施策を始めた頃から現段階でだんだん増えているかどうかというところで見えますと、始めた頃の平成２８年、２９年あたりでありますと、２組２名でありますとか、３組１０名というところでありましたが、昨年度の実績で見れば、１４組２５名、今年度はちょっと少ないんですけども、４組５名ということで、年度ごとにばらつきはあるもののだんだん多くなってきているかなということは感じております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

６ 番（田中茂勝君）だんだん上昇傾向といいますか、そういうふうな状況にあるというふうなことでございますけれども、私もこの質問をするに当たって、町のホームページに入って、移住というのを検索していくと、移住関連の体験事業がありますと、こういうのが出てきます。それをたどっていくと、青森市のホームページの移住体験事業に入るわけです。そこにまた体験事業ですから、そこを見ても、移住体験施設というのがあるって、宿泊しながら何日間かでその地域を見るというふうなことなんでしょうけれども、でもその中には、青森市の堤町にある建物の部屋、それから浅虫にある建物が１つ、それから今別の建物が１つ、この３つが出てくるわけです。で、平内町が出てこないというふうなことで、いや、平内町はどうなんだろうかなというふうなことであまりそれを認識することができない、平内町はどうなのかというふうなことを認識することができないというふうに感じました。

よその市町村の移住定住に関する広報を見ますと、我が町は、我が村はこれこれこういうのがありますよ、こうこうこういうふうなものもありますよ、こういうふうに便利ですよとか、住みやすいですよとか、そういうふうなことをいっぱい並べてＰＲをしているのが目立ちます。我が町もそういうふうなものをいっぱい載せてみたらどうかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）お答えいたします。

まず、移住体験の件でございますけれども、恐らく東青圏域で実施している連携中枢事業の１つの移住体験事業であるかと思われます。平内の町の中で宿泊施設としては、今設定はしてありませんが、例えば先ほどの青森浅虫の石木邸に泊って次の日は白鳥ガイドによる白鳥ツアーであるとか、夜越山スキー場でのそり遊びであるとか、宿泊はしないけれども平内での体験をすることも可能となっておりますので、その辺活用はしていきたいと考えております。

また、ホームページ等でのＰＲについてでございますが、現在、移住ポータルサイトということで移住の施策であるとか、いろいろな事業の内容を紹介する集約したサイトをつくっておりますけれども、まだ、見やすさであるとか、ＰＲの方法であるとか、足りない部分はあるかと思っておりますので、他市町村のものを参考にしながら今後もいいものにしていきたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

６ 番（田中茂勝君）ありがとうございました。

移住するかというふうな人の中には、やっぱり病院はどうか、買物はどうか、交通の便はどうか、やっぱりこういうふうなものが大きなウエートを占めると思いますので、その辺のＰＲ

のほうもよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、空き家バンクの活用状況でございますが、現在、登録物件数を検索しますと、平内町については土地が1件、それから建物が1件というふうなことでございます。どうしてこうそのほかには成約済みというのがたしか13件ぐらいあるんですけれども、それは成約してしまっているから、別にそれはもう買うことも借りることもできないというふうなことで、これから借りようか、買おうかという物件が今のところ2件しかないというふうに承知しているんですけれども、なぜこういうふうなことになっているのかというふうな部分をひとつお知らせください。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）お答えいたします。

確かに今現在、ホームページに載っているもの1件、土地が1件と住宅1件だったと把握しておりますけれども、空き家バンク、結構相談、町外の方からも町内の方からも空き家なんだけれども、空き家バンクに登録したいという相談はあるんですけれども、町の基準としては、あまり手をかけなくても住める状態のものである物件というのを1つの基準にしております。それに該当しない物件もそれなりに数がありますので、ちょっと少ない状況となっております。また、そういう基準を設けて登録をしているからこそ、16件のうち13件が成約しているという皆さんに活用していただける可能性が高いのではないかと考えております。

以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君）確かに基準があつて、その空き家を持っている本人が申請するという今システムになっています。思うんですけれども、やっぱり平内町の空き家問題というのは、もう古くなってしまうと、もう公害みたいなもので、近所にこう迷惑をかけると、こういうふうな状態が発生しています。そういうふうなことを防ぐ意味でも、やっぱり独り暮らしのお宅の方が引っ越した、あるいは亡くなった、そういうふうな情報をキャッチして、まだ家がいい状態というんですかね、対象になれるような状態のうちにアプローチをして、それを台帳に載せてもらうというふうなことをしていけば、台帳に登録する数も増えるし、あるいは空き家自体もある程度健全な状態で売るか、貸そうかというふうなことですから、ある程度健全な状態で保持されるのではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）お答えいたします。

まず、独り暮らしになった方であるとか、空き家になったそのすぐの状態であるところですが、ちょっとピンポイントでそのような方というのは難しいかなと考えておりますので、普段からそういう空き家バンク制度があるということを空き家になる前から考えておいてもらうために、広報等での周知を今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

6番（田中茂勝君）次に、移住支援金の対象となる移住元が東京圏の条件不利地域ということで、これも見てみますと、埼玉県でも千葉県でも東京都でも神奈川県でも、相当数ものがある、確かにその市町村は国からいろいろな補助金とか、助成というものを受けていて、かつまた人口減少している市町村であるからということだと思ふわけですが、でも、そこから来ますよ、そこから来たいですよということになったときに「いや、あなたのところは、あなたの住んでいるところは該当に

なりませんから」って、こうシャットダウンしてしまってるんでしょうか。そうであるならば、そこら辺は、これこれの支援金とか、これこれの条件は悪くなるけれども、いかがでしょうかということにすべきではないのかなと思うんですが、であるから、その部分はなくともいいんじゃないかなという気がするんですけども、それはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君）お答えいたします。

移住支援金制度については、もともと国の交付金を活用した制度ということで、国の制度設計により条件不利地域が設定されているものですので、町でそちらを変更というのはできないと考えております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君）分かりました。

それでは、次に、町民の健康増進についてのほうでございすけども、町民の身体能力測定を実施することを提案したわけですけども、先ほど町長答弁の中には、町ではいろんな機材もあって、それなりにこうやっていますということで、それはそれでそれを活用、私が知らないだけでそういうふうなことをやっているということなんでしょうけども、昨日同僚議員が国保加入者の健康診断の受診率について質問がありました。令和5年度は40歳から74歳までの方の健診率は42.9パーセント、75歳以上の後期高齢者においては33.9パーセントというふうなことを伺っております。決して高い数値だとは言えないと思います。

この体力測定というふうなものが健康意識を高めて、健康診断の受診率に寄与するというふうなこととは考えられないでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、大水課長。

健康増進課長（大水 要君）ただいまの田中茂勝議員の御質問にお答えをいたします。

そういう意識を持っていただくということで意識づけにはなると思います。ひいては健診のほうに意識が向いていけばというふうにも思います。そういう啓発もしていきたいと思います。

以上です。

議長（船橋健人君）はい、田中茂勝君。

6 番（田中茂勝君）最後に1つ提案なんですけれども、町では健診を終えると、数か月後に、健診結果の報告をする機会を設けていると思うんです。その場を利用して、そういうふうなものをやるというふうなこともいいのではないのかなというふうに思います。これは答弁は要りません。

最後になりますけれども、これからの世代を含めた町民の健やかな生活習慣、こういうふうなものをつくることによって、疾病予防、重症化予防、介護予防、フレイル対策、認知症予防、これらにつながっていくと思いますので、そういうふうな取組を推進されますことを期待して質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で6番、田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番、亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、5番、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）おはようございます。亀田弘徳です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

私の今回の質問は、テーマ2つであります。

1つは、町が行っている移住定住促進施策についてであります。

もう1つは、新たに追加された土砂災害危険箇所についてであります。

それでは、1つ目の町が行っている移住定住促進施策について質問させていただきます。

令和6年11月22日、総務省は全国の自治体が2023年度に受け付けた移住相談件数が前年比プラス3万8,000件余りで、合計40万8,000件余りとなり、調査以来最多となったことを発表いたしました。

そうした中で、我が青森県は、前年比502件減の5,295件であって、減少した10府県の中に入っております。人の交流を進め、関係人口を増やし、全国から移住者を募り、人口減少を食い止めることは、全ての自治体の努めとなっていると言えます。

そこで、町の移住定住促進に関する施策について伺います。

1つ目は、あおもり移住支援事業についてであります。あおもり移住支援事業は、町が県と協力して行っている事業で、平内町への移住・就業で最大100万円を支給するものでありますけれども、対象者には条件があり、移住元、移住先、仕事に関する要件の全てを満たしていなければ対象となりません。

3条件のうち、仕事に関する要件がかなりきついように見えます。

例えば、地域おこし協力隊として平内町に赴任する人は、うまくいけば平内町に定住してくれることとなりますけれども、この仕事に関する要件を満たせず、支援を受けられません。要件というのは無期雇用であることということが入っております。

仕事に関する要件の再考か、代替措置の検討を図ってみたいものですが、町の考えをお伺いいたします。

2つ目は、地方就職学生の支援についてであります。地方就職学生支援事業は、県と県内市町村が共同して、学生が東京圏から青森県への就職活動のための交通費の補助とこの交通費支援を受けた学生が実際に青森県に移住する際の移転費を補助する事業であります。

平内町は事業対象の市町村の中に入っておりますが、この町の分の事業の実施状況についてどのようなになっているかお尋ねします。

もう一つは、この事業について広報周知活動がどのようなになっているのかお尋ねいたします。県のホームページから町のホームページへリンクされているんですけども、このリンク先である町のホームページでの詳細情報が載っていないように見えます。周知方、県との連携方について町の考えをお伺いいたします。

2つ目として、町が行っている奨学金返還支援制度があります。実施主体は県ということになっておりますけれども、町として県との連携を図り、制度の周知に関し、協力を行うことで町へ学生が就職で移住してくる可能性があると考えます。県との連携方について町の考えをお伺いいたします。

3番、移住関連の体験事業と広報活動についてであります。平内町で移住関連の体験事業を行っていますが、実施後の周知活動がないように思います。移住を考える場合、前回やっていたイベントなどどういうものだったかホームページや広報媒体などで移住したいと考えている人は見るものですが、町やほかと連携している体験事業の実施後の周知方というのについて町の考えをお伺いいたします。

2つ目のテーマに移ります。

新たに追加された土砂災害危険箇所について伺います。県は、令和6年7月1日付で、県内で土砂災害が発生するおそれのある場所を新たに2,646か所追加いたしました。平内町は43か所が追加されております。青森県の土砂災害警戒区域等マップで、新規抽出箇所として、新たに追加さ

れた箇所が確認できます。

県は警戒区の指定を進めるということですが、追加された43か所の中には住居の多い区域、あるいは道路寸断の可能性高い区域があります。町として危険箇所の詳細を把握次第、ハザードマップの更新や住民説明会の開催を考えているとのことですが、県の公表から半年ほどたった現在の状況について伺いいたします。

壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目の町が行っている移住定住促進施策についての1つ目、あおもり移住支援事業についてですが、この事業は、青森県へのU I J ターン促進と県内の中小企業における人手不足解消のため、国の交付金を活用し、青森県と市町村が共同して移住支援金を支給するものであります。議員御指摘の仕事に関する要件については、国の制度設計により支援金の対象となる求人に条件が設定されていたり、起業した場合でも、県の起業支援金の交付決定を受けた方のみが対象となるなど、対象者がある程度限定される内容となっておりますが、就業を必須としない関係人口要件という枠を市町村ごとに設定することが可能となっております。この部分について、当町では現在、要件の設定はしておりませんが、今後、町の実情に合わせた内容に設定することで対象者の範囲を拡充したいと考えております。

次に、2つ目、地方就職学生の支援についての①平内町での実施状況についてであります。交通費の補助については、令和6年10月の事業開始以降、これまで町への申請はございません。なお、移転費の補助については、令和7年4月から国において制度を拡充する事業となっております。

次に、②広報周知活動についてであります。現時点で、町ホームページへの事業内容の掲載はしておりません。地方就職学生支援事業につきましては、令和6年度から始まり、運用改善が続いており、さらに国の新年度予算の成立を前提として、移転費の補助が追加される予定でありますので、今後、事業の詳細な内容が示されたタイミングで、交通費の補助と合わせ速やかに町ホームページや広報等で周知を行いたいと考えております。

次に、奨学金返還支援制度の県と連携した周知についてであります。現在、年1回程度、お盆に帰省した学生の目に触れやすい時期を考慮し、広報ひらなひ8月号に制度内容を掲載し、周知を図っております。今後も県及び町の移住担当部署、奨学金担当部署が連携、情報共有を行いながら、周知を図ってまいります。

次に、3つ目、移住関連の体験事業と広報活動についてであります。現在行っている体験事業としては、青森圏域連携中枢都市圏ビジョンの事業である移住体験やワーケーション事業、学生による移住促進プログラム事業がございます。これまで、平内町で実施された事業について、一部は移住や地方の情報発信サイトに掲載したものとございますが、PR効果としては十分とは言えない状況にあることは御指摘のとおりです。メニューの具体的なイメージや実際に当町に滞在した方の感想や移住への思いを紹介することで、当町への興味関心を高めることが可能であると思われることから、今後、効果的な周知方法を検討し、移住希望者の増につなげたいと考えております。

次に、2点目、新たに追加された土砂災害危険箇所についてであります。昨年7月、県より示された新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所につきましては、当町では43か所に及んでおり、その範囲には住家や道路、さらには地域住民の避難所に指定されている浦田公民館分館、白砂コミュニティセンター、間木コミュニティセンター、狩場沢公民館分館、旧狩場沢小学校助白井分校が含ま

れていることを把握しており、非常に憂慮しているところでございます。

県では、令和7年度以降に、順次現地調査をして土砂災害警戒区域の指定を進めるとしており、必ずしも全ての箇所及び範囲が指定されるものではないものと考えておりますが、調査結果を踏まえて、県より正式に公表された場合には、速やかにハザードマップの更新や新たに災害が予測される地域住民への説明会の開催を考えております。

特に、公民館等の住民の避難所へ土砂災害の危険があることが分かった地域の住民に対しては、避難場所が変更になることについて御理解いただけるよう丁寧に説明し、周知を徹底していく所存でございます。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） まず、あおもり移住支援事業で、関係人口枠の設定を行えば、もうちょっとその条件、別な条件の方々も入れられるということで、それを進めたいということでありまして、その点は何とか速やかに進めていただければと思います。

あおもり移住支援事業では100万円なんですけれども、実は内閣府の地方創生推進室で令和4年度の移住定住施策で優良事例集というのが出てまして、その中で、やはりそこを見ると、この100万円の移住定住促進事業だけにこだわらずに、とにかく移住してくれた人に祝い金を出すというような自治体がありまして、そこが山梨県の身延町で、この調査時点での人口が1万720人で、高齢者比率が47.7パーセントで、まず、平内町と大体同規模程度の人口でありました。この身延町のほうで移住定住祝い金というのでとにかく何でもかんでもというとおかしいんですけども、例えば新築住宅祝い金、空き家バンクを利用した移住者が住宅購入した場合、その購入祝い金、引っ越し祝い金、移住者と同一世帯に18歳までの子どもがいるときにはさらに祝い金を加算するというような形でこの定住促進祝い金という形でいろいろと加算金、祝い金というものを準備することで、移住定住の促進を図っておりまして、ここは1万人で、令和3年度238名が移住している。とすると非常に何というか、こればかりが効果があるわけではないでしょうけれども、この令和3年度だけで238名移住したというのは、すごいことではないかなと思っておりまして。そういう事例がありますので、移住定住促進の施策でこの移住支援事業枠を広げていただくことのほかに何らかのさらに加算する措置、代替する措置ということについてちょっと検討はいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） ただいまの亀田議員の質問にお答えいたします。

確かに移住支援金に該当しない場合でも市町村独自の事業で支援金等を支給している自治体もございます。今、身延町の祝い金ということでしたけれども、平内町では現段階ではそういうものの実施は予定しておりませんが、今までも新築住宅の補助金、中古住宅の取得補助金、家賃補助金等は移住者の方への上乗せの金額を令和2年度から実施しておりますので、その部分では町独自の事業を実施していると考えております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） まず、その移住支援事業といいますか、移住定住の促進に関して今後また予算の面でいろいろあるとは思いますが、進めていただきたいと思います。

次に、奨学金返還支援制度について質問させていただきます。

現在、県のほうで奨学金返還支援制度があるんですけれども、これを使い勝手にに関してちょっと自由にならない面がもしあるのだとすれば、町のほうで別途こうした返還支援制度を設けて、町に移住定住する方、学生さんに対してこうした制度を設けることでもう少し呼び込みができないかと思うのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

青森県奨学金返還支援制度につきましては、基本的には県が行っている制度ではございますが、もちろん平内町に転入された方についても該当となりますし、県全体でサポート企業等の情報の公開をして、支援制度の周知を図っているところでありますので、そちらのほうの活用をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君） そうすると、まず、県と連携して周知を進めていくということをお願いいたします。

次に、移住関連の体験事業と広報活動についてなんですけれども、これは先ほど同僚議員の方からお話がありましたけれども、実際にその移住体験をするということになると、青森市、浅虫、それから今別みたいに住めるお家、体験するための住居というのが平内にないということなんです。実は同じく令和4年度の移住定住施策の優良事例集の中で、やはり身延町もそうなんですけれども、福井県の池田町や鳥取県の琴浦などで空き家バンクとかを活用していると思われるんですけれども、そういったところの住居に住んでいただいて、市町村の実際の生活を体験する、これが短期、2週間適度のものから半年以上1年未満の長期にわたるものまでの体験事業とかをやっているところがあります。北海道の上士幌町では、ここ人口5,000人ぐらい4,778人で、高齢者人口が35.4パーセントで、ここが移住コンシェルジュによるサポートを行いながら体験させて、生活体験モニター事業というのがあって、1週間から1か月と1年までの中長期生活と分けていて、ここが10戸生活体験住宅を設けていて、ここで生活してもらおうという形で気に入ったら住んでもらおうと、これがここはやはり人口が4,778人で、65名の移住を目標としているんですけれども、その目標の300パーセントオーバーの値が到達したということで、もうほぼ200名近い、5,000人で200名ということだと、単純に1万人に換算すれば400名、なかなかすごい効果を出しているところでありまして、こういった形で生活体験ができるような住宅を町のほうに準備しなければ、なかなか移住定住の促進に結びつかないと思うんですけれども、このあたりはどうお考えでしょうか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

企画政策課長（塩越信子君） お答えいたします。

実は昨年度、青森圏域の連携中枢事業で、大学生によるプログラム企画開発ということで移住体験事業を実施しております。そのときは1泊2日の日程でありましたので、夜越山のケビンハウスを宿泊場所に設定しておりました。また、今年度その事業が令和7年度その企画開発の事業がなくなること、7年度は町独自で同様の事業を実施、計画をしております。その際も宿泊日程としては1泊2日程度を想定しておりまして、同じく夜越山のケビンハウスを活用しようという計画をしているところなんですけれども、長期滞在での体験となると、実際に住んでいる雰囲気、町内での雰囲気を感じることができる状況というのも必要になるかと思えます。まだ長期の移住体験の実施について

は、予定はありませんけれども、そういうものが必要になった際には宿泊場所についても適切な場所を検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）できれば1泊2日もまたすごい短期でちょっと味わえるという点ではいいんですけれども、やっぱり1か月以内とか、1年近く長期で滞在してみて平内のその雰囲気味わうような、そうした住宅をちょっと設けていただければと思います。

次が、新たに追加された土砂災害の危険箇所のほうなんですけれども、マップは公開されておりますので、いろいろもう既に見ておられるかと思うんですけれども、こう見ると、白砂ですとか、浅所ですとか、浦田のほうが何か土砂災害で道路が寸断されるようなあたりになっている。狩場地区も先ほどおっしゃられたように、ちょっと危険な場所があるということになっておりまして、こういったマップと従来のマップと重ね合わせて多分危険箇所の想定でいろいろ直していく順番、リストをつくっておられるかと思うんですけれども、そのリストの更新とかはどういった感じになるのかなと。

（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

県の一応公表いたしました箇所につきましては、現在まだ抽出箇所ということで指定したわけではありませんので、まだ法的な位置づけとかはないような状況になっております。県としては、令和7年度、まず公共的な施設があるところとか、あとは要援護者とかの老人ホームさんとか、そういう例えば危険箇所があるところをまず調査をいたしまして、令和8年度に残りの部分について調査をするということになっておりますので、その調査結果が出た上で、初めて抽出箇所がやっぱり危険だということになれば、法的な位置づけとして土砂災害の警戒区域という形で県のほうから公表になると思いますので、その公表を受けた際に、町としてはきちんとハザードマップの更新、もちろんやっぱり地域住民の方にここには避難してはいけないとか、道路が寸断される可能性がありますので、こういう街路の道を通ってくださいますかという形できちんと説明会を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（船橋健人君）はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

5 番（亀田弘徳君）そうすれば県のほうで指定箇所が判明し次第、そのハザードマップの更新と住民の方々への説明を行っていくということで理解いたしました。本当であれば、新しくここが危ないよという感じで出されたデータと今既に警戒区域になっているところが重なっているところに関しては、ちょっと順位づけを上げていただきたいなと、手直しの順位づけを上げていただきたいなと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの亀田議員の御質問にお答えいたします。

まだ県のほうがやっぱり正式に発表していない中で、やっぱり住民の方に不安をあおるような形を説明してしまいますと、住民の方が逆にやっぱり心配してしまうこともありますので、あくまでもやっぱり県の正式な発表を受けた時点できちんと住民のほうには説明してまいりたいと考えています。

以上です。

議 長（船橋健人君）以上で5番、亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休憩いたします。会議の再開は11時12分に再開いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

7番、太田満則君の質問を許します。（「はい、議長」の声あり）7番、太田満則君。

7 番（太田満則君） それでは、7番、太田満則でございます。通告に基づき質問いたします。

今年はここ数年続いた暖冬傾向、小雪傾向が一変し、これまでどおりに戻ったのかなと、こう思っております。毎回テレビで映し出される豪雪、大雪を売りにする八甲田山中の酸ヶ湯は別として、雪は地域の主産業である一次産業の農業、漁業、林業にとっては水源としても必要なものでございます。前に、ホタテ養殖に大きな功績がありました植村正治氏から、漁民の森づくりにかける思いを聞いたことがございます。ホタテの餌としてのプランクトンを育む水が森であると、このように言っていたのを思い出します。私らの家庭でよく会話に出てくるのが「山やスキー場などのゲレンデに雪が降っても里には降らなくてもいいのに」などと都合のいい話をよくします。地域では、生活に困らない程度の雪は必要だと思います。前には、地域で夏場に節水を呼びかけるなど、時間を決めて断水、給水したこともありました。また、断水が長引く際には、給水車の出動、そんなこともありました。そんなことがないように祈念いたします。

最近では自然災害により物質被害だけでなく、人も亡くなることも多発しております。亡くなられた方には本当に心からの御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、1点目のホタテガイへい死対策について質問いたします。この時期、例年であれば、漁師の浜小屋の周りには車がいっぱい駐車し、作業小屋の中からはホタテ耳づくりの穴を開ける音、作業をしている人たちの話し声や笑い声、ラジオなんかの声もよく聞こえていました。しかし、ここ数年、春先にはホタテのラーバ数の出現に一喜一憂したり、その後の海水温の上昇に神経をとがらせたりと、ホタテ養殖に関わる人たちの神経が休まる時期がないと、こう思います。原因がはっきりしない、特定されない、そんなもどかしさが続いております。特に今年の浜小屋は閑散としていて、寂しい気がいたします。ホタテガイ養殖が地域の一大産業として確立され、それに携わる人が誇りを持って町を支える産業だと声を大にして断言する人も多くいます。私らの税金で役場職員を養っていると言う人たちの声も聞きます。町外の人が平内町と言えばホタテというくらいに認識されています。町はその人たちに希望を抱かせる対策を考えているのかという声もそういうことでございます。

漁師の知人からは、手伝いをしている息子から「親父、これまでどおり賃金を払えるのか、払えないのであれば、若い今なら転職しても仕事を覚えることができる」そう言い残して、県外に行ってしまったと。力なく電話の声が聞こえました。

実は昨日、浜で若い夫婦から「大変だと、何とかしてほしい」そういう悲痛の声もかけられました。町には研究機関として茂浦に青森県水産総合研究所があります。あの場所に設立されてから50年は経過したと思います。よく漁師の人たちは「センターの職員にはあまり相談しない、相談してもなかなか断定的なことは言わない、あの人たちは責任を問われない県職員」などと言う人がすごく多いことが気になります。せっかく高度の研究機関なのに、あまり信用されていないことが一因だと思います。ホタテの死滅の原因は、海水温が高い、悪い海水が流れている、酸素が足りないなどとはちまたで言われておりますが、ホタテガイは死ぬが、ムラサキイガイ、アカザラガイは同じ場所、同じ生息域、同じ環境で生きている。そういう現実があります。

ちなみに、県水産総合研究所の観測データによれば、稚貝は水温23度で成長が鈍化、停止、衰弱、

26度で危険、27度で急死するとされております。西浜の友人で「センターの人たちが言うとおおり、影響が少ない深場に養殖籠を移動し、なおかつ籠を動かすことにより刺激を与え、ホタテにストレス、負荷をかけないようにしたのに、ほとんど死滅した、自分の周りの人も同様に、頭を抱えている人がほとんどだと」こういう声も聞きました。昨年は15メートルほどの水深で、平年より3度から4度高い状態が続き、9月の上旬には27度まで達したと聞きました。今後、高水温が続けば、陸奥湾ホタテ養殖を活用したビジネスモデルを見直す必要があるのではないか、温度に適した生き物を育てる必要がある、そんな気がいたします。

先ほど話したみたいに、同じ場所でアカザラガイ、ムラサキイガイは死なない、確かにホタテガイよりは強いんだということだと思います。よく、農作物は、多収量、病害虫に強い品種を作る改良という言葉をよく聞きます。動物でも品種改良という話はよく聞きます。これまで県当局では、陸奥湾内にホタテガイ以外の貝類の養殖は導入させないと聞いてきました。本当でしょうか。

先日、他の議会で、陸奥湾内でホタテ養殖だけでなく、カキ養殖を試験的だが実施している事業者もいる、そんな発言がありました。確認するべきだと思います。

実は私自身、茂浦のセンターに少しの間アルバイトに行っていた54年前、同施設の職員に同じことを尋ねたことがありました。その際には、ホタテの餌であるプランクトンが競合するからと、そういう返事を聞いた覚えがあります。妙に納得した覚えがあります。センターでは、当時、別の二枚貝や、魚なども試験的に飼育していました。例年、ホタテの耳づくり作業で一時保管する水槽が各小屋にあります。その水槽がホタテのふんで汚れているのをよく見ます。本当にびっくりするくらい短時間で汚れます。ホタテも生き物でございます。それをさらに実感したことがあります。その昔、船釣りをした砂場の場所が今は全くその面影がありません。漁師から聞くと、もう泥場になっていると「それはホタテのふんが積もっているからだ」と、こう言います。実際漁師の人からも「夏場浜に海底から泡が湧いてくる、きっと中でホタテのふんが発酵しているのではないか」そんな声を何人からも聞きます。その対策を考えるべきだと思います。

私は養殖ホタテ発祥の地をうたう青森県産の半分のホタテを生産する我が町が先駆けて国、県に働きかけてホタテのふんの除去、掃除に取り組む必要があるのではないかと、このように思っております。

その昔、原子力船むつが試験航行のため、母港から出港するのを阻止するために、湾内の漁師が大集結、大混乱したのを覚えております。そのときに言われたのが、湾内がもし汚染された場合には、その除去には60年はかかると、早期の水質改善のため、湾内の水を入れ替えるその際には、太平洋側から湾内に海水を引き込むための運河を造る、そんな話もありました。このように大事な海、豊饒の海であるこの宝の海を汚し続けているのが現状だと思います。一旦汚濁が進行すれば、豊饒の海を取り戻すために、多くの時間と費用がかかることを覚悟しなければなりません。遅くありません。今から少しずつでも手をつける、それにより費用が分散できると思うので、海底に積もっている汚泥の除去を国や県などの各方面に働きかけるべきと提案いたします。

浜の人が時折、やませの強風を期待する声を聞きます。強風で起こるしけを期待し、強い波で海中、海底をかき混ぜる、そんなことを経験的に実感しているからではないかと、このように思います。

2点目は、除排雪についてであります。今年は昨年度とは違い、これまでどおりむしろ昨年までの小雪傾向だったものが元に戻った、そんな感じの降雪状況でございます。青森県内、隣の青森市、弘前市や津軽地方には、災害救助法が発令されるなど、多くの降雪があり、交通が混乱しました。また、除雪時の作業者の死者も多発いたしました。知人の子も亡くなったと、こう聞きました。山深い酸ヶ

湯は雪が多いということでテレビに放映されるのは、当該施設の宣伝だと思っけていても、腹立たしく思うのは、私だけでしょうか。前にある県の幹部は、あれが放映されることにより、青森は雪深くて、交通の便が悪く、寒さと除排雪に多くの労力と費用を要する、そういうことを知った企業が進出するのを躊躇するのではないかと、こう疑問を呈していたのを思い出します。

ただ、先ほど言ったように、雪は地域の水源のもととして大事な資源です。雪が解け、川に流れ込み、陸奥湾内にプランクトンを運ぶ大事な役目を担っております。地域のホタテ養殖業にとっては、本当に大事な役目を果たしております。もちろん農業をはじめ、水は一次産業にとっては欠かすことができません。前に「雪が少なくて楽だと、いいね」と、こう言ったことが私自身ありました。「冬場は除雪作業を仕事としている人もいるのだから、余りそんなことを言わないほうがいいよ」と、こう忠告してくれた人もいました。それでなくとも、この地域は、冬場は仕事が少ないのだからと、こういうことでしょうか。確かに災害救助法が適用された隣の青森市、今年の除排雪状態、私もその期間中、親戚を訪ねるつもりが渋滞に遭い、途中から引き返したこともありました。青森の知人が言うには「排雪がうまくいかないから」だと言います。その原因は家屋が続き、住宅地内の雪捨て場、一時保管場所が少ないからだと言います。そのため、住民は雪を自宅の前に雪を出す。除雪車による除雪排雪が予定されれば、また終わればすぐに道路に出す、その連続だと聞きました。

もちろん道路に雪を出さないように行政から通知やお知らせが出されているものの、自分で除雪車両、除雪費用を捻出できないと、そういう人が多いからだと思います。他の地域のことは言っておられません。我が町の現状はどうでしょうか。幸い我が地域は、建物が続いているところが少なくて、周りに自分用の雪捨て場があるからだだと思います。ただ、高齢化が年々高まり、除雪が一番の困り事だと、そういう声も多く聞きます。町では先日同僚議員からの質問にもありましたが、町社会福祉協議会に頼めばということだと思ひます。ただ、除雪をお願いする際のお金の工面が難しい、頼めば除排雪費用が高くて大儀だ、大変だと、そういう声も多く聞きます。

私も現職時、何回か高齢者宅に除雪に同僚と一緒にいったことがあります。本当にありがたがられたのを思い出します。あのときから見れば、独り暮らしの高齢者が増え、単身者が増え、困っている人がさらに増えたように思ひます。困ったら社会福祉協議会に連絡したらとは言ひものの、先ほど話したみたいに、高齢者を、独り暮らしを優先する、高齢女性とか、身寄りのない人を優先するとか、そんな声を多く聞きます。

それと併せて、右から左へすぐお金の工面ができる人はどれくらいいるのでしょうか。テレビでよく高齢者の独り暮らしの除排雪場面が映し出されます。町でも職員を募って多く出動すべきではないでしょうか。若い人に限らず、車を利用する人が多いです。特に地域では、強風により雪が吹きだまりする場所が決まっておりますが、私のほうの町内でも今年もありました。私の車の下が、底がつかえると、そういう状態でございました。この際に、この場所に丸一日除雪は来ませんでした。ただ、ほかの地域で除雪の作業をしている音は聞こえていました。

そこで伺ひます。どのくらい雪が降れば区域の除雪を担っている業者が出動するのかということでございます。

私は前にも言ひました。地域のことは地域の人が一番よく知っていると思ひます。やはり地域を、業者を信用すべきだと思ひます。

また、地域の除雪を担っている人から聞きました。降雪量が一定程度降れば、業者のほうに連絡が行く仕組みになっているとも聞きましたが、そこいら辺を地域の人に分かるように通知すべきだと思ひてございます。

以上、壇上からの質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、太田満則議員の御質問にお答えをいたします。

第1点目のホタテガイへい死対策についてであります。まず、県が2月20日に公表した2024年青森県海面漁業調査結果によりますと、全体の年間漁獲数量は、統計が残る1958年以降で2023年に次ぐ少なさで、前年比0.9パーセント増の11万7,701トン、漁獲金額の総額は前年比8.2パーセント減の340億6,105万円となりました。

また、ホタテガイは、異常高水温や採苗不振によって全盛期の約4分の1に当たる3万1,326トンまで落ち込み、前年比44.6パーセント減で、平成以降最小の漁獲数量となり、漁獲金額も38.7パーセント減の82億1,800万円と公表されました。

一方、当町の2024年の漁獲数量は、全体で前年比39パーセント減の1万2,124トン、漁獲金額の総額は前年比50パーセント減の43億8,600万円となりました。

このうち、ホタテガイは漁獲数量が38パーセント減の1万1,662トン、金額は43パーセント減の33億3,298万円となり、当初の計画を大幅に下回りました。

また、令和6年度秋季陸奥湾養殖ホタテ実態調査結果によりますと、成育状況は、令和5年産貝（新貝）でへい死率及び異常貝率は平年並み、令和6年産貝（分散済み稚貝）もへい死率及び異常貝率は平年並みで、全重量が平年並みをやや下回る結果となりました。しかし、秋季実態調査以降に、稚貝等にへい死や成育不良が確認されているため、今年も漁獲数量が減る可能性が高いのではないかと大変懸念しております。

さて、議員御指摘のへい死対策について、県においては、3月に漁業者に対し、各支所において稚貝のへい死原因と対策について等勉強会を開催して、啓発に努めるほか、平内町漁業協同組合より、ホタテ養殖存続に係る漁業者救済のため、要望書が1月9日に町と議会に提出されていることから、今後議会の意見を踏まえて対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目除排雪についてであります。今年度は、12月に入り降雪が続き、特に年末から年始にかけては、連日のように雪が降り続き、特に1月上旬には、同時期としては近年にないほどの大雪に見舞われ、鉄道が止まるなどの大きな影響をもたらしました。

それでは、除排雪に対する役場に苦情が来た件数についてでございますが、2月末現在で苦情や要望は約270件となっております。これは苦情や要望が多かった令和3年度の2月末現在の件数約430件に比べて約3分の2程度となっており、また、降雪が少なかった昨年度の約120件の約2倍程度となっております。

次に、降雪量を測る場所についてであります。積雪計については、小湊川そばのひだまり公園内に町独自のものを設置しております。また、国では、沼館の除雪ステーション内に、県では、山口地区に設置しております。

次に、除雪の出動基準でございますが、平内町除排雪計画の中で、バス路線や集落を結ぶ重要路線については、おおむね10センチメートル以上、それ以外の町道や生活道路については、おおむね15センチ以上の降雪があった場合に出勤するように定めております。除雪の出動については、議員も御承知のことと思いますが、町では、平成19年度より除雪監視システムを活用し、規定の積雪に達した場合には、運転手へ直接除雪に出動するように命令が行くこととなっております。システムは、現在町内を網羅するように、小湊地区、西地区、東地区、内童子地区、外童子地区、東田沢地区、助白井地区の7か所に設置しており、設置場所については、いたずらされるおそれがあることから、公

表はしておりません。システムについては、現在まで、大きな問題や支障もなく運用できております。また、圧雪の除去や吹きだまり箇所の解消、排雪などについては、天気予報や職員、業者によるパトロールを基に、必要に応じて町からの指示において実施しております。今後もさらなる適切な除排雪を行うよう、問題点や課題があれば、必要に応じて改善を行い、町民が安心して生活できるよう努めていくこととしております。

以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）まず、1点目のホタテガイのことについてでございます。

先ほど私、壇上でも言いました。町長、ホタテのふんつつうのですか、そういう水槽が汚れているの見たことがあるでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）具体的には見たことはございません。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）いや本当にホタテの耳づりしている場所に行けば、朝取ってきて、そして耳づりをすると、夕方沖に持っていくまでの間、一時保管する水槽、本当に汚れているんです。ナマコを入れているのとは全然訳が違う、そんな感じの汚れ方でございます。先ほど私言ったみたいに、昔はここいら辺は魚を釣っていても、小石交じりの場所だ、砂場だと、そう分かるような場所がもう今はそういう感じがしないで、それこそ泥場です。泥場。その泥つつうのは、漁師の人たちに聞けば「そこはホタテのふんの影響だよ」と、このように言います。そう言っている人が多いです。断定的ではないけれども、そう言っている人が多いと。

そこで、先ほど私話したみたいに、夏場になって暑くなって、水が温かくなってくれば、中で発酵していると思われる泡が出てきます。ということは、やはり漁師の人たちが言うように、そこはふんが発酵してるのではないかと、そう思います。

ですので、私はそういうのも高水温の一因になっているのかなと、こう思いますので、是非他の機関、もちろん県の水産総合試験場をはじめ、地域地域でいろんなことをお願いして原因を究明する、それがやはりひいては漁師の人たちの安心につながるのではないかと、こう思います。それについてはどうでしょうか。（「はい、議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、畑井課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君）ただいまの太田満則議員の御質問にお答えします。

議員御指摘のように、ふんが多いとか、高水温の原因になっているのではないかと、あと発酵して泡が出ているのではないかと、というお話ですけれども、はっきりとしたものというのとは分らないと思います。ですので、県のほうでもホタテガイに関する政策策定してございますので、その辺についても御意見として県のほうにもこういうふうな御意見がありましたよということで、県のほうにも伝えたいと思います。

以上です。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）実は「ナマコはホタテのふんを食べて成長しているんだ」と、こう言う漁師の人もありました。私、県の水産総合試験場に確認しましたところ「そういうことはない、ナマコの餌は確かに底をはって歩いているから、そのように見えるかも分かんないけども、プランクトンの死骸を食べているんですよ」と、こういう話もありました。ですので、やっぱり漁師の人たちの認識もや

っぱりそのように変えていく必要があるんでないかなと思います。ですので、私のほうには担当水産の係もいますので、やっぱり水産の係の人たちもそういうことを事あるごとに話すべきでないかなと、こう思います。

それから、私、先ほど言いました。アカザラガイ、あるいはムラサキイガイは、同じ場所にいても死なないと、新聞に高水温だと、あるいは酸素がないからだ、こう言いながらも同じ場所にそういう具合にしてアカザラガイなり、ムラサキイガイは生きているわけです。ですので、そういう違うものを一つ一つやっぱり確認していく必要があるんでないかなと、先ほど話したみたいに酸素がないと、こういうことであれば、ほかのものもみんな死ぬはずなんです。しかし、ここに今日東奥日報も来ていますけども、東奥日報の新聞にもそういうことも書かれていました。それはそんでないかなと、私はこう思います。

ですので、先ほどホタテの成育環境、やっぱりそういうのも見直すつつうんですか、やっぱり環境維持、向上させる、そういうことがこの私のほうの町にとってのホタテガイ養殖業がさらに長続きする、持続する産業になるんでないかなと、このように思います。町長はそこら辺はどう思いますか。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）私はホタテガイを養殖している漁業者でも何でもないので、その辺は詳しく分かりません。ただ、いずれにしても太田議員がおっしゃる酸素がないとかなんとかという、そういうのはまだ具体的にはっきり分かったわけではないので、それについては、県のほうにいろいろお願いをして、調べてもらうとか、そういうことをしていきたいと思っています。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）ですので、青森県内で生産する半分、我が町で生産していると、漁師の人たちも誇りを持って、ホタテ生産に従事していると、こういう現状でございます。ですので、先ほど私話したみたいに、もう去年から続いている不漁、不作、これが続けば、さらに若い人たちはこの仕事から離れるんでないかと、こう思います。ですので、一旦その仕事から離れてしまえば、なかなか元に戻ると、これも難しいことだと思います。劇的に浜が改善する、こういう手だてがない以上、やはり一つ一つ小さいことの積み重ねでもやっていかなければ若い人たちが浜に戻ってこない、私のほうの町のホタテ養殖は続かない、こういうことだと思いますので、是非そこら辺を先ほど話をしたみたいに、あれも補助している、これも補助していると言ったものの、分からない人がいっぱいいると、これも現実だと思います。ですので、町でもこういう具合にやっていますよということを事あるごとにやっぱり若い人たち、あるいは漁師の人たちに話をしていくべきでないかなと、私はこのように思います。いま一度、町長、そういう集まりがあったらそういうことを話してほしいなと、こう思いますけれども、どうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）今、太田議員がおっしゃることは分かります。それについては、事あるごとに漁協を通じて漁業者にお話をしている、これからそういうことでやっていきたいと思っています。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）是非そういうのを繰り返し繰り返し話をしたいなと、こう思います。

それでは、次の除排雪についてであります。先ほど私話したみたいに、ここ数年は小雪傾向が続いているということで、あまり苦情もなかったんですが、今年はやはりそれ相応に元に戻ったと、

こう言いますか、そういう状態だと思います。

実際、除雪に携わっている人から聞いた話です。それは先ほど話したみたいに、降雪、測量する場所があると、そのある程度の降雪が、量があれば出動すると、ただ、今、それこそスマートフォンもないけれども、降雪情報つつうのですか、これからの天気の状態というのは本当に調べればすぐ分かると、こういう状態になってございます。その人たちが言うには「降ってから出動するんでなくて、降るのが予測できたら出動すれば、もっと地域はまでに除雪ささるんでないの」と、こういう話でした。それについてはどうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君） ただいまの太田議員の質問にお答えいたします。

端的に言うと、運転手の判断でということになるのかと思うんですけども、もともとセンサーを設置した理由というのが、それまでは各運転手に任せておりました。各地区の運転手に任せておりました。ただ、出る業者もあれば出ない業者もあると、隣の道路には除雪が来ているのに、何でうちほうには来ないんだというような苦情がかなり寄せられておりました。また、降雪が少なくても、除雪に出ている、税金の無駄遣いじゃないかというような苦情も来ておりました。それを解消するためにセンサーを設置して、その地区は規定の積雪量に達したら一斉に除雪するというようにしております。ただ、それ以外の例えば圧雪の除去、吹きだまりの箇所、これらについては職員も十分把握しております。職員の経験やあと天気予報、風、気温、そのような条件を勘案して、事前的に予防できるものは対応を取っております。また、吹きだまり箇所については、突然吹きだまることもございますので、そこは職員と業者でパトロールを行い、業者にはいつ出てもいいように待機するように指導して、対応しておりますので御理解いただきたいと思います。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則君。

7 番（太田満則君） 先ほど積雪計を設置している場所は3か所だと、このような話をしました。よくある話なんですけど、いや、やませでうちのほう雪いっぱい降っているのに、やませ関係ない地域では何も雪ないのに、要するにこういうばらつきもあると思うんですよね。ですので、私は確かに積雪計、これも大事だかと思いますが、それがたまたま出動する深さに達していた達していないというのは、それは機械の話であって、やはり人間の目つつうのもやっぱり信用するべきでないかなと、ということで先ほど話をしたみたいに、あそこに、計測計がある、ここに計測計があるといったものの、やませだ、あるいは西風が強い、あるいは風が当たらない、その場所によって全然やっぱり違うと思うんで、やはりその地域に合った除雪方法つつうのをやっぱりこれからも検討していく必要があるんでないかなと、先ほど話したみたいに、ほかのほうは何ともなかったけれども、うちのほうには出していないけれども、ほかのほうに出ていたと、出動していたと、そういう話もよく聞く話ですので、それがいいんであれば、一律にそうしたほうがいいんでないかなと私は思います。そのほうが地域に合ってるんであれば、それがその地域の除排雪、そういうのにすごく適しているやり方でないかなと、こう思います。ですので、何とかそこら辺を検討してほしい、そう思います。

あともう一つは、先ほど話しました。家の周りの除排雪、年取った人たちは本当に困ってるんです。先ほど話したみたいに、社会福祉協議会に頼めばいいんでないのと、確かに頼む、ただ、雪つつうのはその家だけでなく、周りにも雪が降ります。周りにもそういうような人たちがいるということであれば、除雪を頼んでもなかなか来てもらえない、来てもらえないほかに、いや、お金が工面できない、そういう人もいます。そこら辺についてはどう思いますか、町長。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）ただいまの御質問にお答えいたします。

今、職員及び社会福祉協議会、またほか諸団体によるボランティア体制で除雪のほうは行っております。お金が工面できないという方については、確かに把握はしているんですけど、一定のやはり線引きというのが必要になってきますので、そのお金のない工面のところは町民税の非課税世帯というところで線を引かせていただいていますので、どうしても課税世帯については、課税世帯で工面できないという御家庭も一定数存在するかとは思いますが、そこは何とか比較的低額なシルバー人材センターのほうの御利用ということで御理解願いたいと思っております。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）雪が降るとするのは、その家だけに降るわけでもないんです。その地域、広く言えば平内と、三平内あるとしゃべればそれまでなんですが、そういう意味で、広い範囲に雪が降ります。その広い範囲の中でやはりそういう具合にお願いしたいという人は複数いるんでないかなと、こう思います。今しゃべったみたいに、お願いすればいいんでないの、あるいは子どもたちがちょっと離れているかも分からないけれども、子どもたちを呼んだらと、そういう話もよく聞きます。しかし、子どもたちは子どもたちで少し離れたつつうところにもやはり雪は降っているわけですので、そういう意味では同じ時期、同じ降雪量程度であれば、やっぱり家にも行かねば駄目だけれども、自分の家も大事だと、こういうことで、みんないろんな意味で躊躇しているかと思うんです。先ほど話をしたみたいに、除雪の費用が工面できないつつう人も本当に聞けばたくさんいるんです。ですので、私は、そこいら辺はやはり杓子定規に考えるんでなくて、やはり困っている人を優先する、どういう具合に優先するかとしゃべれば、ちょっと今すぐは思いつかないんですけども、皆さんの頭でいろんなことを考えて、優先順位をつくって、地域の人たちに喜ばれる除排雪体制をつくってほしいと、こう思います。

そういうことで話をしますが、担当はどうですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、竹達課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）今の御意見も含めて、雪が降る前に社会福祉協議会及び町内連合会の会長さん、また松風塾高校、それから白鳥ホーム、平内消防署等で今年の雪の除雪体制についての会合、意見交換会をやっておりますので、そちらのほうで議題にするなどして、今後の地域の除雪体制について協議していきたいと思えます。

以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田満則君。

7 番（太田満則君）是非そのようにしてください。地域は年々年々高齢化が進んでいます。高齢化が進むつつうことはいろんな意味で運動機能も落ちてきます。本当に除排雪、雪を片付けるつつうのは本当に若くても一苦労だと思います。ましてや年を重ねてくれば、重ねてくるほど難しいと思いますので、地域に人が長く住み続けれるように頑張してほしいと、こう思います。

以上、終わります。

議長（船橋健人君）以上で太田満則君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

議 長（船橋健人君）日程第２、「議案第１号」から「議案第８号」まで、「報告第２号」、「報告第３号」及び「議案第９号」から「議案第３９号」までの以上４１件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。



日程第３、予算特別委員会設置

議 長（船橋健人君）日程第３、「予算特別委員会の設置」を議題とします。

お諮りします。「議案第１号」から「議案第８号」までの各案件は、１２人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第１号」から「議案第８号」までの以上８件については、１２人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し審査することに決定しました。



日程第４ 議案付託

議 長（船橋健人君）日程第４、「議案の付託」を行います。

お諮りします。「議案第１号」から「議案第１６号」まで及び「議案第２７号」、「議案第２８号」並びに「報告第２号」、「報告第３号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算特別委員会及び各常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

明日８日及び９日は、町の休日のため休会であります。

お諮りします。来る３月１０日及び１２日は予算特別委員会開会のため、１１日は議案熟考のため、また１３日は各常任委員会開会のため、休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって、３月１０日から１３日までの４日間は休会となります。

来る３月１４日は午前１０時から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は３月１０日午前１０時より議場に招集します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

（午後０時０３分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、予算特別委員会報告
- 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、議案第 17 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 日程第 4、議案第 18 号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第 19 号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第 20 号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第 21 号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第 22 号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第 23 号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 10、議案第 24 号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
- 日程第 11、議案第 25 号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 12、議案第 26 号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を止する条例案
- 日程第 13、議案第 29 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14、議案第 30 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15、議案第 31 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16、議案第 32 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17、議案第 33 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18、議案第 34 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19、議案第 35 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20、議案第 36 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21、議案第 37 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22、議案第 38 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23、議案第 39 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24、発議第 1 号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案
- 日程第 25、発議第 2 号 平内町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 26、発議第 3 号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 日程第 27、議案上程（提案理由及び議案概要説明）
- 日程第 28、議案第 40 号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕
- 日程第 29、議員派遣の件

（町長挨拶）

閉会

出席議員 12名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	1番 船橋侑雅君
2番 荒内護君	3番 内海伸君	4番 田中大君
5番 亀田弘徳君	6番 田中茂勝君	7番 太田満則君
8番 倉内清一君	9番 畑井勝廣君	10番 田中光弘君

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君	総務課指導監 工藤英仁君
企画政策課長 塩越信子君	税務課長 柴田正一君
町民課長 工藤隆之進君	福祉介護課長 竹達暁教君
福祉介護課指導監 須藤昌毅君	健康増進課長 大水要君
健康増進課指導監 森山実希君	農政課長・農業委員会事務局長 三津谷博君
水産商工観光課長 畑井幸治君	地域整備課長 佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長 近藤吏君	会計管理者 田中正美君
平内中央病院事務局長 小形正樹君	消防監消防署長 木村秀人君
教育長 渡辺伸一君	学校教育課長 須藤鉄博君
生涯学習課長 小林正人君	代表監査委員 逢坂重良君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 船橋 寿	事務局長補佐 石岡 むつき
-------------	---------------

振鈴（午前10時00分 開 会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

会議に入る前にお願いがございます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源を切るか音の出ないように御配慮お願いいたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が12人でありますので、会議は成立します。

まず、本日の審査案件である「議案第24号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」の内容の訂正について、本日、町長より私へ申入れがありました。その件について、説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）おはようございます。また、貴重なお時間をお取りいただきましてありがとうございます。

それでは、「議案第24号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」の訂正内容について、御説明申し上げます。お手元に配布しております正誤表に記載しているとおり、「青森県後期後期高齢者医療広域連合」を「青森県後期高齢者医療広域連合」へ訂正するものであります。

今後は、このようなことのないようチェック体制の強化を図るとともに再発防止に努めて参ります。

心よりお詫び申しあげます。

議 長（船橋健人君） それでは、ここで諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（船橋 寿） それでは、議長報告を朗読いたします。

本日、町長より、「議案第40号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕」の1件が、追加提案されましたので御報告いたします。

以上で議長報告の朗読を終わります。

議 長（船橋健人君） 以上で諸報告を終わります。

本日の会議は、議事日程表第4号により進めます。



日程第1、予算特別委員会報告

議 長（船橋健人君） 日程第1、「予算特別委員会から議案審査の報告書」が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第1号」から「議案第8号」までの8件を、一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）8番、倉内清一君。（「はい、8番」の声あり）

予算特別委員会委員長（倉内清一君） 予算特別委員会の、議案審査の、報告をいたします。

当委員会に付託されました、「議案第1号 令和7年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和7年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和7年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和7年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和7年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和7年度平内町下水道事業会計予算案」、「議案第7号 令和7年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第8号 令和7年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上、8件について、3月10日、12日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。

これより、「議案第1号」から「議案第8号」までの以上8件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第8号」までの8件は、委員長報告のとおり「可決」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君） 日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第9号」から「議案第16号」まで、及び「議案第27号」、「議案第28号」の以上12件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、6番、田中茂勝君。（「はい」の声あり）

総務福祉常任委員会委員長（田中茂勝君） 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」、「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第9号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第10号 令和6年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第15号 令和6年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和6年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」以上、6件について、3月13日審査会を開き慎重審査の結果、報告についてはいずれも「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので御報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）5番、亀田弘徳君。（「はい、5番」の声あり）

経済文教常任委員会委員長（亀田弘徳君） 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和6年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第9号 令和6年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第11号 令和6年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第12号 令和6年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第13号 令和6年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第14号 令和6年度平内町下水道事業会計補正予算案」、「議案第27号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第28号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」以上、8件について、3月13日審査会を開き慎重審査の結果、報告については「承認すべきもの」、議案についてはいずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 討論なしと認めます。

これより、「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第9号」から「議案第16号」まで、及び「議案第27号」、「議案第28号」の以上12件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告はいずれも「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「報告第2号」、「報告第3号」、「議案第9号」から「議案第16号」まで、及び「議案第27号」、「議案第28号」の各案件は、報告は「承認」、議案は「可決」と決定しま

した。

◇

**日程第３、議案第１７号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例案**

議 長（船橋健人君） 日程第３、「議案第１７号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第１７号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第１７号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議案第１７号」は「可決」されました。

◇

日程第４、議案第１８号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第４、「議案第１８号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第１８号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第１８号 平内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議案第１８号」は「可決」されました。

◇

**日程第５、議案第１９号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
案**

議 長（船橋健人君） 日程第５、「議案第１９号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第19号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第19号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第19号」は「可決」されました。



日程第6、議案第20号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第20号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、中央病院事務局長。（「はい」の声あり）

平内中央病院事務局長（小形正樹君）（「議案第20号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第20号」は「可決」されました。



日程第7、議案第21号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第21号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２１号 平内町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２１号」は「可決」されました。



日程第８、議案第２２号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第８、「議案第２２号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、税務課長。（「はい」の声あり）

税務課長（柴田正一君）（「議案第２２号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２２号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２２号」は「可決」されました。



日程第９、議案第２３号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第９、「議案第２３号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）（「議案第２３号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２３号 平内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２３号」は「可決」されました。

日程第１０、議案第２４号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
議 長（船橋健人君）日程第１０、「議案第２４号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、福祉介護課長。

福祉介護課長（竹達暁教君）（「議案第２４号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２４号 平内町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２４号」は「可決」されました。

日程第１１、議案第２５号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議 長（船橋健人君）日程第１１、「議案第２５号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町民課長。

町民課長（工藤隆之進君）（「議案第２５号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２５号 平内町斎場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２５号」は「可決」されました。

日程第１２、議案第２６号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案
議 長（船橋健人君）日程第１２、「議案第２６号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案」を議題といたします。

本案について提出者の説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、水産商工観光課長。

水産商工観光課長（畑井幸治君）（「議案第２６号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２６号 平内町さけ・ますふ化場の設置等に関する条例を廃止する条例案」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２６号」は「可決」されました。



日程第１３、議案第２９号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議 長（船橋健人君）日程第１３、「議案第２９号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第２９号」について説明した）

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第２９号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は「同意」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「議案第２９号」は「同意」されました。

ここで１０分間の休憩をとります。会議は１０時５０分再開いたします。

（午前１０時３８分 休憩）

（午前１０時５０分 再開）

議 長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。



議 長（船橋健人君）日程第１４、「議案第３０号」から日程第２３、「議案第３９号」までの「平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、関連がありますので、会議規則第３７条の規定により一括して議題とし、質疑も一括とし、討論・採決については、議案別に行いたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

よって日程第１４、「議案第３０号」から日程第２３、「議案第３９号」までの１０件は、一括で議題とし、質疑まで行い、討論・採決については、議案別に行うことに決定しました。

これより日程第１４、「議案第３０号」から日程第２３、「議案第３９号」までの以上１０件について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）（「議案第３０号」から「議案第３９号」まで説明した。）

議長（船橋健人君）ただいまの「議案第30号」から「議案第39号」までの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。

日程第14、「議案第30号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。

「議案第30号」から「議案第39号」までの採決については、田中茂勝議員ほか4人から無記名投票にされたいとの要求がありましたので無記名投票にて行います。

なお、採決については、1件ごとに投票により採決します。

念のため申し上げます。投票用紙には、賛成と反対の文字が印刷されてありますので、丸を自席で記入してください。

また、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって反対とみなしますので注意してください。

次に、「議案第30号」から「議案第39号」までの立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、1番、船橋侑雅君、5番、亀田弘徳君、9番、畑井勝廣君を指名いたします。

ここで準備のため暫時休憩いたします。

（午前10時55分休憩）

（午前10時56分再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。

それでは、議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

議長（船橋健人君）ただ今の、出席議員数は、12人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）1番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。1番、船橋侑雅君、5番、亀田弘徳君、9番、畑井勝廣君開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 11票

反対 0票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第30号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第15、「議案第31号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、12人であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入願います。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 1番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。立会人をお願いいたします。

(開 票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票のうち、

賛成 11 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第 31 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第 16、「議案第 32 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、12 人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）1 番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

（投 票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。1 番、5 番、9 番、立ち会いをお願いします。

（開 票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 11 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第 32 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

（議場を開ける）

◇

議 長（船橋健人君）日程第 17、「議案第 33 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」です。

本案は、地方自治法第 117 条の規定によって 8 番 倉内清一君が除斥の対象となりますので退席を求めます。

（8 番、倉内清一君 退席）

議 長（船橋健人君）議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

議 長（船橋健人君）これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、11 人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）1 番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いします。

（投 票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。1 番、5 番、9 番、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数 10 票

有効投票 10 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 10 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第 33 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開ける)

議 長(船橋健人君) 8番、倉内清一君の入場を許可します。

(8番、倉内清一君 入場)



議 長(船橋健人君) 日程第18、「議案第34号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

議 長(船橋健人君) ただ今の、出席議員数は、12人であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「配付漏れなし」と認めます。

投票箱の点検を行います。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 1番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いします。

(投票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。1番、5番、9番、立ち会いをお願いいたします。

(開票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数11票

有効投票11票

無効投票0票

有効投票のうち、

賛成11票

反対0票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第34号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第19、「議案第35号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求

めることについて」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、１２人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議長（船橋健人君）１番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

（投票）

議長（船橋健人君）投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。１番、５番、９番、立ち会いをお願いいたします。

（開票）

議長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数１１票

有効投票１１票

無効投票０票

有効投票のうち、

賛成１１票

反対０票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第３５号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議長（船橋健人君）日程第２０、「議案第３６号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、１２人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

（投票用紙へ記入）

議 長（船橋健人君）１番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

（投 票）

議 長（船橋健人君）投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。１番、５番、９番、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

議 長（船橋健人君）投票の結果を報告します。

投票総数１１票

有効投票１１票

無効投票０票

有効投票のうち、

賛成１１票

反対０票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第３６号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、
「同意」されました。



議 長（船橋健人君）日程第２１、「議案第３７号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、１２人であります。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配布）

議 長（船橋健人君）投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

議 長（船橋健人君）「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 1 番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 番、5 番、9 番、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 1 1 票

有効投票 1 1 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 1 1 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第 3 7 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第 2 2、「議案第 3 8 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、1 2 人であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 1 番、船橋侑雅議員から、順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終わります。

開票をお願いいたします。1 番、5 番、9 番、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 11 票

反対 0 票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第 38 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。



議 長(船橋健人君) 日程第 23、「議案第 39 号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決を行います。この採決は、無記名投票で行います。

ただ今の、出席議員数は、12 人であります。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

議 長(船橋健人君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「配付漏れなし」と認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議 長(船橋健人君) 「異状なし」と認めます。

それでは、投票用紙へ記入をお願いします。

(投票用紙へ記入)

議 長(船橋健人君) 1 番、船橋侑雅君から、順番に投票をお願いいたします。

(投 票)

議 長(船橋健人君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 「投票漏れなし」と認めます。投票を終ります。

開票を行います。1 番、5 番、9 番、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長(船橋健人君) 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票

有効投票 11 票

無効投票 0 票

有効投票のうち、

賛成 11 票

反対０票、以上のとおり賛成が多数であります。

したがって、「議案第３９号 平内町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、「同意」されました。

議場の出入口を開きます。

（議場を開ける）

ここで準備のため暫時休憩いたします。

（午前１１時５２分休憩）

（午前１１時５３分再開）

議 長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。



日程第２４、発議第１号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第２４、「発議第１号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、８番、倉内清一君。（「はい、８番」の声あり）

８ 番（倉内清一君）「発議第１号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

本案は、委員会の記録にオンラインによる手続きや委員会のオンライン開催を可能とする規定等を設け、今後、当議会でオンライン化の体制が整った際に対応するため、条例の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか４名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第１号 平内町議会委員会条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）異議なしと認めます。

したがって「発議第１号」は「可決」されました。



日程第２５、発議第２号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君）日程第２５、「発議第２号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、８番、倉内清一君。（「はい、８番」の声あり）

８ 番（倉内清一君）「発議第２号 平内町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案」について御説明申し上げます。

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対

応するとともに、所要の規定の整備のため、条例の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第2号 平内町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「発議第2号」は「可決」されました。



日程第26、発議第3号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

議 長（船橋健人君） 日程第26、「発議第3号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」を議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、8番、倉内清一君。（「はい、8番」の声あり）

8 番（倉内清一君） 「発議第3号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」について御説明申し上げます。

本案は、発議第1号と同様、議会又は議長若しくは委員長に対して行われる通知や議会等が行う通知のオンライン化を可能とする規定等を設け、今後、当議会でオンライン化の体制が整った際に対応するため、会議規則の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、田中茂勝議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第3号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」は「可決」することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「発議第3号」は「可決」されました。



日程第27、議案上程（提案理由及び議案概要説明）

議 長（船橋健人君） 日程第27、「議案第40号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整

備事業]」を上程します。町長の提案説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町 長（船橋茂久君） 只今、上程されました追加議案の概要について御説明申し上げ、議案審議の参考に供したいと存じます。

議案第40号「工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕」であります。本案は、去る令和6年12月26日、平内町役場庁舎整備事業プロポーザルを実施し、審査委員会による審査の結果、大和リース株式会社青森営業所を選定事業者とし、仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い御質問に応じて、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。



日程第28、議案第40号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕

議 長（船橋健人君） 日程第28、「議案第40号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第40号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第40号 工事等の請負契約について〔平内町役場庁舎整備事業〕」は「可決」することに、御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議案第40号」は「可決」されました。



日程第29、議員派遣の件

議 長（船橋健人君） 日程第29、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第129条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



議 長（船橋健人君） 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定いたしました。



議長（船橋健人君） 以上で今定例会の全日程が終了いたしました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「はい、議長」の声あり）はい、町長。

町長（船橋茂久君） 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会いたしました本定例会では、「令和7年度一般会計予算案」をはじめ、「各特別会計予算案」、「令和6年度の各会計の補正予算案」、「条例の改正案」について、また、「平内町教育委員会委員並びに平内町農業委員会委員の人事案件など」、合わせて42件提案していましたが、本日、全案件とも、それぞれ御議決、御承認、御同意を賜り誠にありがとうございました。

全ての日程が順調に推移し、本日無事終了することができましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

一般質問あるいは予算特別委員会、また、各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見を参考に、今後、私をはじめ、職員一同、町民生活の安定と福祉の向上のために誠心誠意努力して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、令和6年度も残すところ約半月となりましたが、この1年間、4回の定例会をはじめ、臨時会並びに全員協議会の開催等、多くの分野におきまして皆様方の御協力を賜りました。お陰様で、町政運営につきましても、遅滞なく順調に推移することができました。本当にありがたく心から感謝を申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので皆様方には、引き続き御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方には、新年度も是非これまで以上の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

議長（船橋健人君） これをもちまして、令和7年第1回平内町議会定例会を閉会します。

御協力ありがとうございました。

（午後0時09分 閉 会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員